

## II-6-③ 社会的養育の推進

### 【現状と課題】

全ての子どもは、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を有しており、虐待等により保護者のもとで生活のできない子どもに対しては、その子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育てていく必要があります。

平成28年の児童福祉法の改正では、家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、国や地方公共団体はその保護者を支援することが重要である旨が明記されました。また一方で、保護者により虐待が行われるなど、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則であるという旨が明記されました。この法律の理念を具体化するために国の新たな社会的養育の在り方に関する検討会で取りまとめられたのが「新たな社会的養育ビジョン」です。

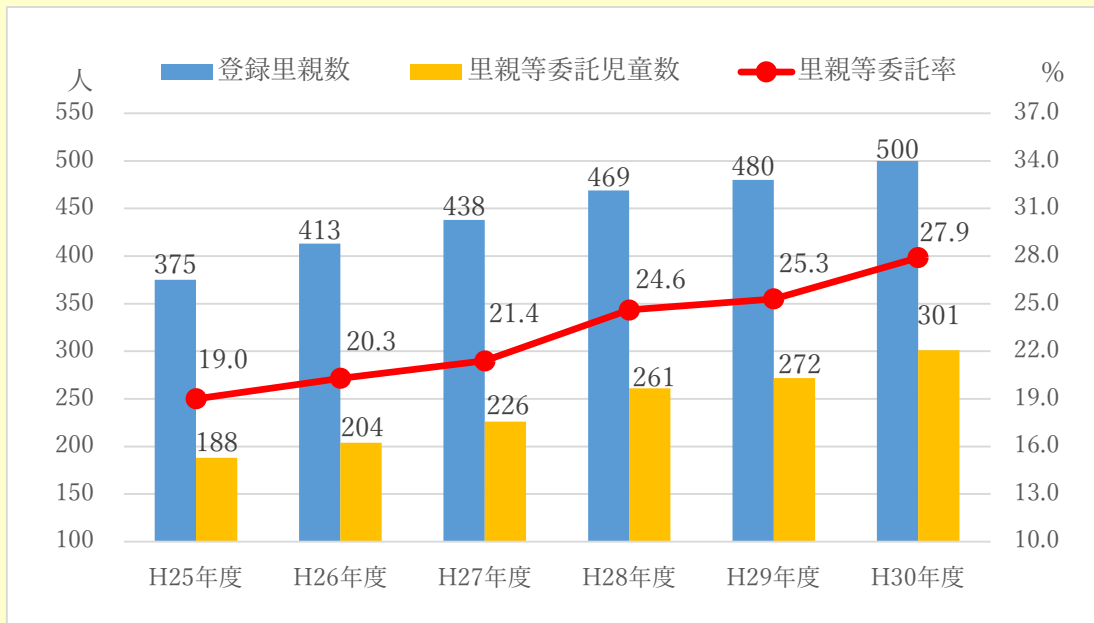
新たな社会的養育ビジョンでは、保護者のもとでの養育が困難あるいは適当でない子どもについては、原則として、家庭と同様の養育環境である里親\*やファミリーホーム\*で養育を行うこととされました。施設については、「できる限り良好な家庭的環境」を整備し、虐待等の不適切な養育に起因する行動上の問題や精神症状などにより家庭生活を営むことが困難な子どもなど、ケアニーズの高い子どもたちへの専門的な支援を行うこととされています。

本県の里親等委託率は平成30年度27.9%となっており、年々増加しているところですが、より一層里親への委託を推進する必要があります。施設についても、「できる限り良好な家庭的環境」を実現するため、できるだけ少ない人数単位で養育を行うこと（小規模化）、子どもに専門的な支援が行える体制の整備、人材の確保・育成を行うこと（高機能化）、子どもの養育に関する専門性を活かして地域の子育て家庭や里親に対する支援を行うこと（多機能化）などが求められています。

また、里親に委託されている子どもや施設に入所している子どもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことから、自立に向けた支援を充実させるとともに、自立後も里親や施設が長期に渡り子ども一人ひとりとつながりを持つなど、アフターケアの取組を推進する必要があります。

(関連データ)

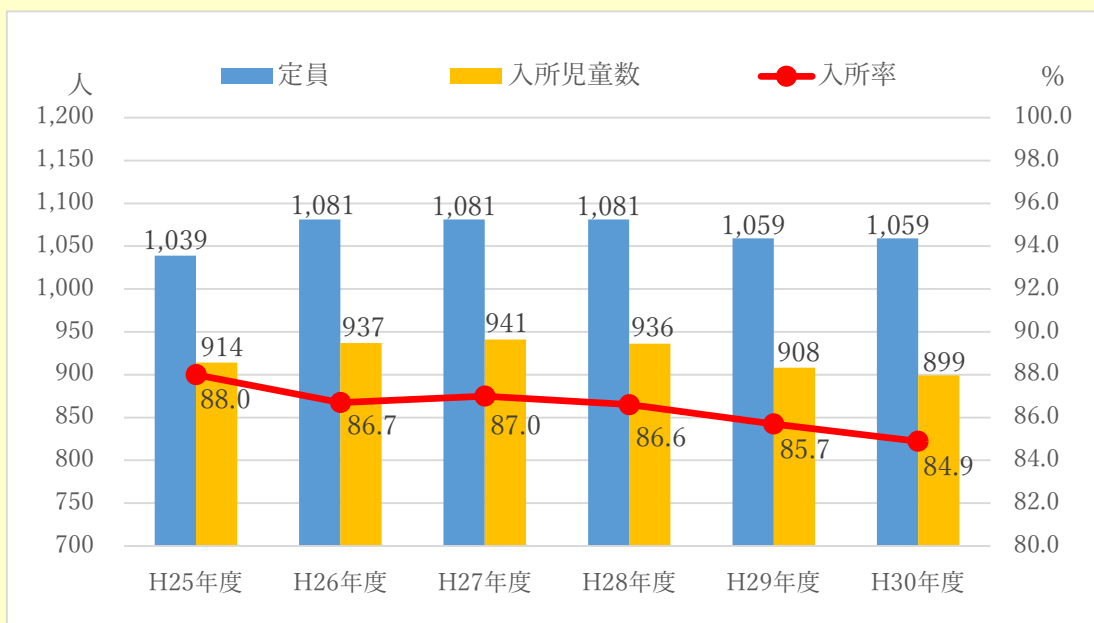
里親等委託率の推移【千葉県】



※千葉市を除く

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

児童養護施設の入所者数の推移【千葉県】



※入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

資料：児童家庭課調べ

## 【目標の設定】

| 目標項目                        | 現状（基準年度）           | 目標（R6年度）               |
|-----------------------------|--------------------|------------------------|
| 里親等委託率                      | 27.9%<br>(H30年度)   | 34.8%                  |
| ファミリーホームの設置数                | 18か所<br>(H30年度末)   | 28か所                   |
| 施設の小規模化の実施状況                | 20施設<br>(H30年度末)   | 全施設<br>(27施設)          |
| 自立援助ホーム*の設置数                | 14か所<br>(H30年度末)   | 17か所                   |
| 児童養護施設の子どもの進学率<br>(中学校卒業後)  | 90.8%<br>(H30.5.1) | 県全体の高等学校等<br>進学率に近づけます |
| 児童養護施設の子どもの進学率<br>(高等学校卒業後) | 25.0%<br>(H30.5.1) | 増加を目指します               |

## 令和4年度 中間見直し

## 【目標の設定】

| 目標項目                        | 現状（基準年度）          | 目標（R6年度）               |
|-----------------------------|-------------------|------------------------|
| 里親等委託率                      | 31.5%<br>(R3年度)   | 34.8%                  |
| ファミリーホームの設置数                | 21か所<br>(R3年度末)   | 28か所                   |
| 施設の小規模化の実施状況                | 22施設<br>(R3年度末)   | 全施設（27施設）              |
| 自立援助ホーム*の設置数                | 21か所<br>(R3年度末)   | 17か所                   |
| 児童養護施設の子どもの進学率<br>(中学校卒業後)  | 96.3%<br>(R4.5.1) | 県全体の高等学校等<br>進学率に近づけます |
| 児童養護施設の子どもの進学率<br>(高等学校卒業後) | 39.6%<br>(R4.5.1) | 増加を目指します               |

---

**【施策の方向と具体策】**

---

**1 里親委託等を推進します。**

- ① 里親制度を、より多くの人たちに知ってもらい、里親の登録数を増やす必要があることから、里親制度を普及するための里親大会や里親制度説明会の開催や、「里親月間」である10月を中心にキャンペーンを行うなど、広報啓発活動を強化します。
- ② 里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修を実施するとともに、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、子どもに対してより専門的な支援が行えるようになるための研修を実施するなど、里親研修を強化し、養育技術の向上を図ります。
- ③ 子どもが委託されている里親家庭を訪問し、生活や養育に関する相談や援助等の支援を行うなど、養育に対する支援を強化し、里親の負担の軽減を図ります。
- ④ ファミリーホームは、里親と同様に家庭と同じ環境での養育を行います。里親よりも多くの子どもたちが同じ家庭で一緒に生活することから、子ども同士の相互交流を通じて豊かな人間性や社会性を養うことが期待できます。ファミリーホームの設置を積極的に進めるとともに、ファミリーホームが安定的に運営できるよう支援を強化します。

**2 児童養護施設、乳児院等の機能を強化します。**

- ① 施設における「できる限り良好な家庭的環境」を実現するため、小規模化に向けた施設整備に対する補助を行います。また、より家庭に近い環境である地域小規模児童養護施設\*の設置を推進します。
- ② 本県においては、家庭で生活することができない子どもの受皿として児童養護施設が大きな役割を担っていることから、今後の社会的養育が必要な子どもの数の推計に基づき、新たに小規模な児童養護施設を設置することを検討します。
- ③ 施設にはケアニーズの高い子どもに対する専門的な支援が求められていることから、施設職員の資質向上のため研修を実施するなど、人材育成を支援します。
- ④ 施設において長年培ってきた子どもの養育に関する専門性を活かして、地域の子育て家庭や子どもの委託を受けている里親の支援を行うなどの多機能化の取組に対する支援を強化します。
- ⑤ 以上の取組を進める上で、最も重要な人材の確保に関して、多くの施設が苦勞していることから、施設の人材確保に向けて取組を強化します。

**3 里親や施設で生活する子どもの自立に向けた支援を行います。**

- ① 里親や児童養護施設からの自立を控えた子どもに対し、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、退所後も引き続き生活上の問題について相談に応じ、必要な支援を行います。また、自立にあたって必要な資金の貸付を行います。
- ② 自立援助ホームは、子どもに安心して生活できる場所を提供するだけでなく、社会を生き抜く力を身につけるために、経済的にも精神的にも自立するための支援を行っています。自立援助ホームの設置を推進するとともに、安定的に運営できるよう支援を強化します。

## 【具体的な事業】

| 事業名                      | 事業の内容<担当課>  |
|--------------------------|---|
| 里親委託を推進する事業              | 里親委託を推進するため、里親制度への認知度の向上と里親登録数の増加（新規開拓）、里親の養育技術の向上（資質向上）、里親の養育に対する支援体制の構築（養育支援）を行う。 <児童家庭課> |
| 次世代育成支援対策施設整備交付金事業       | 施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、子どもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助を行う。 <児童家庭課>                              |
| 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業   | 児童養護施設等において、入所している子どもの生活環境の向上や安全確保のために必要となる備品の購入や設備の導入・改修などに対し補助を行う。 <児童家庭課>                |
| 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業  | 児童養護施設等において、職員の資質向上を図るための研修に係る経費に対し補助を行う。 <児童家庭課>   |
| 基幹的職員研修事業                | 施設に入所している子どもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施する。 <児童家庭課>                    |
| 乳児院等多機能化推進事業             | 乳児院や児童養護施設等において、地域で子育て中の家庭等からの相談に対する育児指導や、入所している子どもへの医療的なケアの強化を実施する施設に対し支援を行う。 <児童家庭課>      |
| 児童養護施設等体制強化事業            | 児童養護施設等において、人材を確保し、子どもの受入体制を強化するため、児童指導員等を目指す方を職員として雇用する施設に対し補助を行う。 <児童家庭課>                 |
| 社会的養護自立支援事業              | 里親や施設から自立する子どもに対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援などを行う。 <児童家庭課>                                   |
| 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 | 里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 <児童家庭課>  |

## II-6-④ いじめ防止対策の推進

### 【現状と課題】

学校は、全ての子どもが社会的に自立し、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎・基本となる力を培う人間形成の場であり、よりよい環境で教育を受けることが求められます。

県では、いじめ防止対策推進法及び平成26年3月の「千葉県いじめ防止対策推進条例」の成立を受けて、「千葉県いじめ防止基本方針」を平成26年8月に策定（平成29年11月改訂）し、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に実施しているところです。

この基本方針のもと、いじめの早期発見、早期対応やスクールカウンセラー等の専門性を有する人材の活用や、自尊と敬愛の心を育てる教育を充実する等、組織的に対応する必要があります。

また、いじめ防止に向けた広報・啓発活動の推進が必要です。

### 【施策の方向と具体策】

#### 1 いじめの予防や早期発見のための取組を推進します。

- ① いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。
- ② 児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切にすることをはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等 인권侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進します。

#### 2 いじめの防止等のための人材配置の充実と教職員の対応能力の向上に努めます。

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材の配置の充実に努めるとともに、いじめの未然防止、早期発見、組織による対応等について、教職員研修を実施します。
- ② 指導資料集等を活用し、いじめの態様などに応じた実効的な対応能力の向上に努めるとともに、SNSを活用した教育相談事業を実施し、問題の深刻化の未然防止を図ります。

#### 3 いじめ防止等のための啓発活動を推進します。

いじめ防止が学校、家庭、地域にとって極めて重要な課題であることを啓発するための活動を推進します。

#### 4 インターネットを通じて行われているいじめへの対策を推進します。

- ① 子どもが情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けるための情報モラル教育について、子どもの発達段階に応じた指導の充実を図ります。
- ② インターネットを介したいじめやトラブルの防止に資するため、最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた外部人材を派遣します。

- ③ ネットパトロール等により、インターネットによるいじめから子どもを守るための取組を行います。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

| 事業名                     | 事業の内容<担当課>   |
|-------------------------|--|
| いじめ防止対策等推進事業            | 千葉県いじめ対策基本方針を受け、教員研修を実施するとともに、啓発資料の作成を行い、児童生徒、保護者、教職員等に広く周知を図る。また、生徒指導上の問題の早期発見、早期解決のためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し連携を図る。<br><教育庁児童生徒安全課>                                     |
| いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン | 児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切にすることを大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等 인권侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進する。<br><教育庁児童生徒安全課>                        |
| 道徳教育推進プロジェクト事業（再掲）      | 小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。その中で、県内の学校において授業公開を実施するとともに、実践事例集を作成し、幼稚園等・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。<br><教育庁学習指導課> |
| 情報モラル教育研修への講師派遣事業（再掲）   | 千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。<br><教育庁児童生徒安全課>                   |
| 青少年ネット被害防止対策（再掲）        | 子ども・若者をインターネット上の有害情報から守り、いじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図るため、ネットパトロール等の取組みや啓発活動を実施する。<br><県民生活課>  |

## II-7-① 子どもの貧困対策の推進

## 【現状と課題】

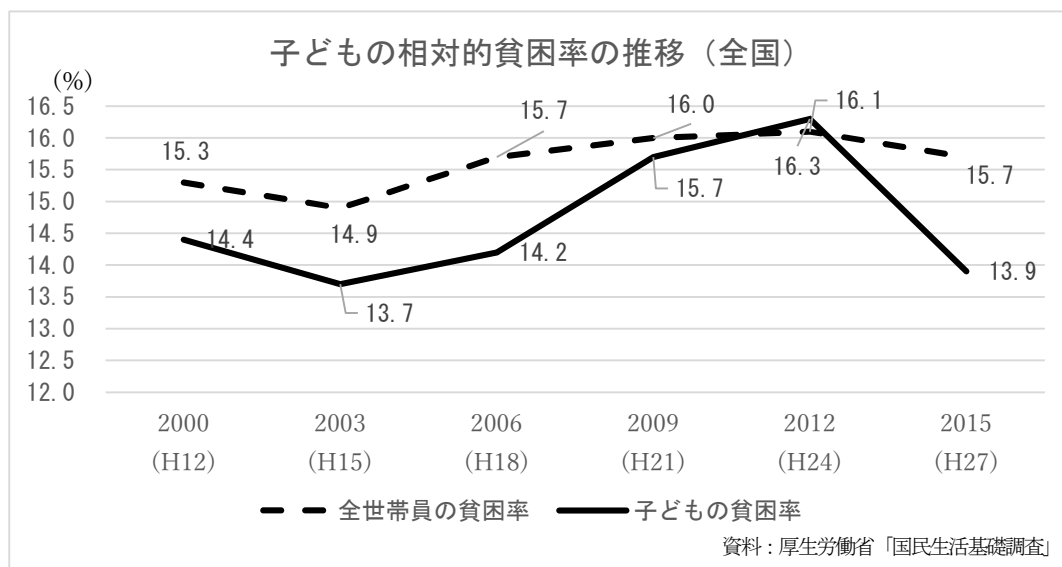
全国の子どもの貧困率は、平成28年国民生活基礎調査で13.9%となっており、7人に1人が貧困線（全国の平均的な所得の半分の所得）を下回る世帯で暮らしているとの結果となっています。

国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることを基本理念とすることなどが明記されました。

また、この法律に基づく、子どもの貧困対策に関する基本的な方針や子どもの貧困対策に関する事項などを取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が、令和元年11月に見直されました。

現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に実施していくことが必要です。

## (関連データ)





**【目標の設定】**

| 目標項目                   | 現状（基準年度）             | 目標（R6年度）           |
|------------------------|----------------------|--------------------|
| 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | 89.0%<br>(H30年3月卒業生) | 県全体の高等学校等進学率に近づけます |
| 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 | 4.5%<br>(H29年度)      | 減少を目指します           |
| 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率   | 32.9%<br>(H30年3月卒業生) | 増加を目指します           |

**令和4年度 中間見直し**

**【目標の設定】**

| 目標項目                   | 現状（基準年度）            | 目標（R6年度）           |
|------------------------|---------------------|--------------------|
| 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | 92.4%<br>(R2年3月卒業生) | 県全体の高等学校等進学率に近づけます |
| 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 | 3.8%<br>(R元年度)      | 減少を目指します           |
| 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率   | 38.1%<br>(R2年3月卒業生) | 増加を目指します           |

**【施策の方向と具体策】**

1 子どもの貧困対策を推進します。

「千葉県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、(1) 教育の支援 (2) 生活の安定に資するための支援 (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 (4) 経済的支援 (5) 支援につなぐ体制整備に関する施策に重点的に取り組みます。

**令和4年度 中間見直し**

**【具体的な事業】**

| 事業名                         | 事業の内容<担当課>   |
|-----------------------------|--|
| 生活困窮者自立支援制度による子どもの学習・生活支援事業 | 生活に困窮する世帯（生活保護を受給する世帯を含む）で暮らす子どもを対象として、学習の支援や居場所の提供などを行う。<br><br><健康福祉指導課> |

| 事業名                             | 事業の内容<担当課>   |
|---------------------------------|--|
| 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業          | 生活困窮者の抱える様々な相談や課題に一元的に対応し、的確な分析や評価に基づいて支援計画を策定し、関係機関との調整等を行う。<br><p style="text-align: right;">&lt;健康福祉指導課&gt;</p>                   |
| 生活困窮者自立支援制度による就労支援事業            | 生活困窮者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。<br><p style="text-align: right;">&lt;健康福祉指導課&gt;</p>           |
| 生活困窮者自立支援制度による家計改善支援事業          | 生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。<br><p style="text-align: right;">&lt;健康福祉指導課&gt;</p>        |
| 千葉県高等学校等授業料減免制度（再掲）             | 経済的な理由により、公立高等学校等での就学が困難な高校生等に対し、授業料の減免による支援を実施する。<br><p style="text-align: right;">&lt;教育庁財務課&gt;</p>                               |
| 千葉県公立高等学校専攻科修学支援金事業（再掲）         | 経済的な理由により、公立高等学校の専攻科の授業料の納入が困難な生徒に対して、専攻科修学支援金を支給する。<br><p style="text-align: right;">&lt;教育庁財務課&gt;</p>                             |
| 千葉県私立高等学校等授業料減免事業（再掲）           | 経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。<br><p style="text-align: right;">&lt;学事課&gt;</p>   |
| 千葉県私立高等学校入学金軽減事業（再掲）            | 経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。<br><p style="text-align: right;">&lt;学事課&gt;</p>                         |
| 千葉県高等学校等奨学のための給付金事業（再掲）         | 経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。<br><p style="text-align: right;">&lt;学事課・教育庁財務課&gt;</p>                        |
| 生活福祉資金（教育支援資金）の貸付（再掲）           | 低所得世帯に対し、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程や大学等に、入学や就学するために必要な経費の貸付けを行う。<br><p style="text-align: right;">&lt;健康福祉指導課&gt;</p>     |
| スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置（再掲） | 支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。<br><p style="text-align: right;">&lt;教育庁児童生徒安全課&gt;</p> |
| 児童扶養手当の支給（再掲）                   | 母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する。<br><p style="text-align: right;">&lt;児童家庭課&gt;</p>  |

## II-7-② 障害のある子どもへの支援

### 【現状と課題】

#### 1 地域における療育支援体制の構築

障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。

地域で共に暮らし、共に学ぶために必要とする教育・保育の支援基盤が脆弱であり、さらに地域間での格差が存在しています。

障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備する必要があります。このため、地域における障害のある子どもの受け入れ体制・支援体制を整備していくことが重要です。また、地域の小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重して共に学ぶ機会を整えていくことが重要です。子どもたち一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援と、教育・医療・保健・福祉・労働等関係機関のネットワークを構築します。その際、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ります。

#### 2 在宅支援機能の強化

障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、また、障害のある子どもの家族が問題を抱え込むことのないよう、居宅介護（ホームヘルプ）、訪問看護、短期入所、訪問相談、訪問療育支援、訪問診療相談を充実し、さらには、市町村や中核地域生活支援センター、児童相談所との連携により家庭の多重困難の状況を把握して社会福祉につなげたり、早期の虐待防止に努めるなど、在宅支援機能の強化が必要です。

#### 3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援

医療的ケアが必要な状態で、在宅で生活をする障害のある子どもが増えており、こうした子どもが、障害や医療的ケアの特性に配慮した支援、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進するとともに、関係機関の連携調整を行うための体制の整備が必要です。

#### 4 特別支援教育等の充実

個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、連続性のある「多様な学びの場」を用意したインクルーシブ教育システムの構築を目指した、教育内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められます。特別支援学校の児童生徒数の増加による過密状況への対応を計画的に進めるとともに、障害のある児童生徒が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実が必要です。また、特別支援教育に関わる教員の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実が求められています。

## 5 キャリア教育の推進

障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や、一般就労の拡大を図ることが必要です。

また、中学校や高等学校に在学している障害のある生徒のキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ること、一人ひとりの特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供していくことが必要です。

### 【目標の設定】

| 目標項目                        | 現状（基準年度）            | 目標（R6年度）         |
|-----------------------------|---------------------|------------------|
| 短期入所事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所） | 114事業所<br>(H31.4.1) | 増加を目指します         |
| 放課後等デイサービス事業所数              | 613事業所<br>(H31.4.1) | 増加を目指します         |
| 児童発達支援センター数                 | 38事業所<br>(H31.4.1)  | 増加を目指します         |
| 児童発達支援事業所数                  | 340事業所<br>(H31.4.1) | 増加を目指します         |
| 幼小中高の個別の指導計画作成率<br>(注1)     | 97.0%<br>(R元年度)     | 100%             |
| 幼小中高の個別の教育支援計画作成率<br>(注2)   | 93.3%<br>(R元年度)     | 100%             |
| 特別支援学校高等部本科卒業生の就職希望者の就職率    | 95.3%<br>(H30年度)    | 92.5%以上の維持を目指します |
| 療育支援を実施している保育所等の数           | 102か所<br>(H30年度)    | 増加を目指します         |

## 令和4年度 中間見直し

## 【目標の設定】

| 目標項目                        | 現状（基準年度）            | 目標（R6年度） |
|-----------------------------|---------------------|----------|
| 短期入所事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所） | 129事業所<br>（R3.3.31） | 増加を目指します |
| 放課後等デイサービス事業所数              | 739事業所<br>（R4.3.31） | 増加を目指します |
| 児童発達支援センター数                 | 39事業所<br>（R4.3.31）  | 増加を目指します |
| 児童発達支援事業所数                  | 517事業所<br>（R4.3.31） | 増加を目指します |
| 幼小中高の個別の指導計画作成率<br>（注1）     | 99.5%<br>（R3年度）     | 100%     |
| 幼小中高の個別の教育支援計画作成率<br>（注2）   | 99.6%<br>（R3年度）     | 100%     |
| 特別支援学校高等部本科卒業生の就職希望者の就職率    | 97.9%<br>（R3年度）     | 増加を目指します |
| 療育支援を実施している保育所等の数           | 147か所<br>（R3年度）     | 増加を目指します |

（注1）個別の指導計画・・・学校の教育課程において、幼児、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。

（注2）個別の教育支援計画・・・在学中のみならず乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール（道具）となる計画。

## 【施策の方向と具体策】

- 1 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実を図ります。
  - ① ライフステージを通じて一貫した支援が受けられるライフサポートファイルの導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていきます。
  - ② 保護者や学校をはじめとする様々な関係者との連携や障害のある子どもの健全な育成を図る役割が期待される放課後等デイサービスについては、障害種別、障害特性や発達段階等に応じた支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置を求めるとともに、サービス提供や運営体制等に関する事業所による自己評価及び保護者による評価の実施等により、事業所の支援の質の向上を図ります。

- ③ 保育所等訪問支援の実施により、障害のある子どもの地域社会への参加・包容を推進するとともに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域\*に1カ所以上設置するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、児童発達支援センターの設置に当たっての課題に関する意見を聞きながら、支援のあり方について検討します。

## 2 地域における相談支援体制の充実を図ります。

- ① 障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するとともに、保育所、幼稚園等の職員に対し、療育に関する技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を推進します。

また、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回等を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、障害の早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員整備事業の実施について、市町村に働きかけます。

- ② 在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターについて、地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。

また、複数の市町村が圏域単位で配置する場合は助成額を上乗せするなど、広域での活動を促します。

さらに、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーター連絡協議会を開催します。

## 3 障害のある子どもと家族への支援体制の構築を図ります。

- ① 障害のある子どもの家族のレスパイト\*に対応するために短期入所事業所の拡充を図ります。
- ② 在宅医療機関等が、医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医師、看護師等医療関係者の一層のスキルアップに取り組みます。
- ③ 早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を推進し、障害のある子どもやその家族の福祉の向上を図ります。
- ④ 保育所・幼稚園等が、障害のある子どもを受け入れできるよう体制の整備を図り、市町村が保育所等の利用調整をするに際して、優先的な配慮事項とするよう促します。

## 4 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実を図ります。

- ① 医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、市町村及び各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を図るための協議の場を設置されるよう、市町村に働きかけます。
- ② 重症心身障害の状態にある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主にこうした子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村

または各圏域に1カ所以上確保するよう、市町村に働きかけます。

また、市町村等から、こうした事業所の確保に当たっての課題に関する意見を聞きながら、支援のあり方について検討します。

- ③ 医療的ケアが必要な子どもが在宅で医療や福祉のサービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修を行うほか、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの育成研修を実施します。
- ④ 重症心身障害や医療的ケアが必要な子ども等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。  
また、医療型障害児入所施設や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援のあり方について検討します。
- ⑤ 自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）やその傾向を持つ子どもと親に対し、乳幼児期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

#### 5 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実を図ります。

- ① 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関のネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めます。
- ② 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」や、一人ひとりの子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、医療的ケアの必要な児童生徒の増加などを踏まえ、児童生徒への適切な支援の充実に努めます。
- ③ 特別支援学校の過密状況への対応を計画的に進めるとともに、障害のある児童生徒が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます。
- ④ 特別支援教育に関する研修の充実を図り、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図ります。

#### 6 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実を図ります。

- ① 障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や一般就労の拡大を図ります。
- ② 中学校や高等学校に在学している障害のある生徒のキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ります。
- ③ 就職を目指す特別支援学校生徒を対象に、企業等への実習による職業訓練を行います。
- ④ 一人ひとりの特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供し、就労を支援します。



令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

| 事業名                   | 事業の内容<担当課>   |
|-----------------------|--|
| ライフサポートファイルの普及        | ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期に、一貫した支援が継続されるよう、家族と関係機関が共に子どもへの支援に関わるための情報伝達ツールとして「ライフサポートファイル」の普及を推進する。<br><障害福祉事業課>   |
| 療育支援コーディネーターの配置       | 療育支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する「療育支援コーディネーター」の設置を、圏域又は市町村ごとを目安に推進する。<br><障害福祉事業課>   |
| 発達障害児への支援             | 千葉県発達障害者支援センター（CAS）において、自閉症児等発達障害を有する子ども及びその家族や関係者からの相談や、関係機関等に対する発達障害支援に係る普及・啓発等を行い、専門性と広域性を活かした支援を行う。また、発達障害者地域支援マネジャーをCASに配置し、市町村の発達支援体制整備や事業所等への個別支援等を行う。<br><障害福祉事業課> |
| 放課後等デイサービス等の充実        | 障害のある子どもに通所してもらい、日常生活上の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。<br><障害福祉事業課>   |
| 保育士配置改善事業（再掲）         | 基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。<br><子育て支援課>   |
| 放課後児童クラブにおける障害児受入推進事業 | 放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のある子どもの受け入れを推進するため、専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に対し市町村を通じて補助する。<br><子育て支援課>  |
| 早期の教育相談支援体制の整備        | 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど、適切な就学の支援を行う。<br><教育庁特別支援教育課>                     |
| 障害児短期入所の充実            | 家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間受け入れる短期入所事業所の拡充を図る。<br><障害福祉事業課>  |
| 障害児等療育支援事業            | 障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。<br><障害福祉事業課>            |



| 事業名                  | 事業の内容<担当課>  |
|----------------------|---|
| 医療的ケア児等総合支援事業        | 医療的ケア児等の地域での受入れが広がるよう、安心して利用できる場を確保するために必要な人材を育成するほか、医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケア児等及びその家族への支援体制等を整備する。<br><div style="text-align: right;">&lt;障害福祉事業課&gt;</div>  |
| 医療的ケア児保育支援事業         | 保育所等において医療的ケア児の受入れを促進するため、市町村が看護師等を保育所に配置する経費や研修受講支援等受入体制を整備するための費用に対し補助する。<br><div style="text-align: right;">&lt;子育て支援課&gt;</div>   |
| 特別支援教育経費補助事業         | 私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。<br><div style="text-align: right;">&lt;学事課&gt;</div>   |
| 特別支援学校早期訓練<br>(委託訓練) | 障害者高等技術専門校において、特別支援学校高等部3年生の生徒に対して職業能力の開発、向上を目的として委託訓練を行い、実践的な職業能力の習得を図る。<br><div style="text-align: right;">&lt;産業人材課&gt;</div>  |
| 特別支援教育コーディネーター研修の実施  | 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上と小・中・高等学校に対するセンター的機能の一層の充実を図る。また、高等学校において、特別支援教育コーディネーターの役割をはじめ、障害の特性や支援のあり方等を学ぶとともに、実践発表等、各校の情報交換を行い、特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。<br><div style="text-align: right;">&lt;教育庁特別支援教育課&gt;</div> |
| 特別支援学校教員企業実習         | 特別支援学校就労支援等教員研修事業の一環として、生徒に対して適切な就労支援ができるように、特別支援学校教員を対象に企業実習を行い、高等部生徒の職業自立に向けた教員の資質向上と、障害者の就労に関するネットワーク体制の確立及び就労支援の一層の充実を図る。<br><div style="text-align: right;">&lt;教育庁特別支援教育課&gt;</div>                                   |
| 特別支援学校等整備事業          | 特別支援学校の児童生徒の増加に伴う過密状況の解消のため、高等学校や小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより、整備と機能の充実を図る。<br><div style="text-align: right;">&lt;教育庁教育施設課・教育庁特別支援教育課&gt;</div>   |

Ⅲ-8-① 保育所等の整備促進と質の向上

【現状と課題】

1 保育所等の待機児童の解消

保育の需要が増加しており、特に都市部においては保育所等への入所の待機児童が数多く存在します。

そこで、待機児童を解消するため、市町村と連携して保育所等の整備を行うとともに、待機児童が多い3歳未満児の保育を実施する小規模保育事業などの普及が必要となります。

2 保育の質と安全性の確保

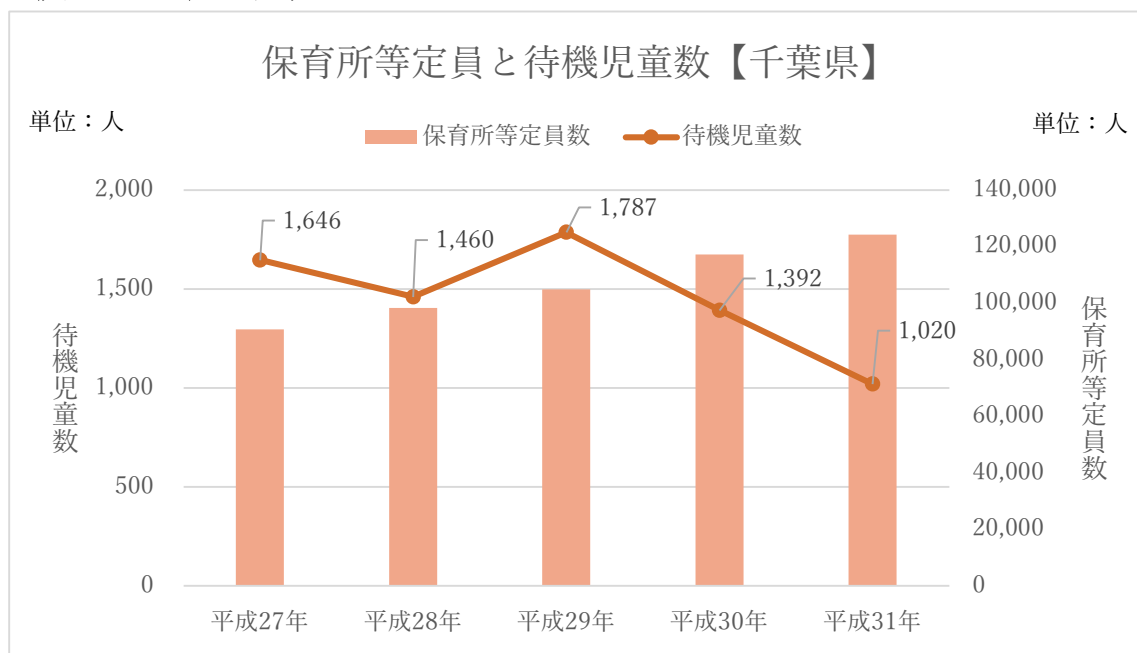
保育所等では、子どもが健やかに育ち、安心して子どもが過ごす場所として、保育の質と安全性の確保が必要です。そのためには、事故防止と事故発生時の適切な対応の徹底はもちろん、保育士等の十分な配置等による保育環境の充実が求められます。

3 幼児教育・保育の無償化の影響

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が無償（上限あり）となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となりました。

保育の受け皿としての役割の一端を担う認可外保育施設については、令和6年9月末に無償化の経過措置が終了となりますが、引き続き利用者の負担軽減を図るためにも、保育の質の確保・向上に向けた取組が、より重要となります。

(関連データ) ※各年4月1日時点



資料：保育所等利用待機児童数調査 (H27～H31)

**【目標の設定】**

| 目標項目                              | 現状（基準年度）              | 目標（R6年度）         |
|-----------------------------------|-----------------------|------------------|
| 希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた家庭の割合 | 69.9%<br>(R元年度)       | 80.0%            |
| 保育所等定員数                           | 121,157人<br>(H31.4.1) | 149,613人         |
| 保育所等待機児童数                         | 1,020人<br>(H31.4.1)   | 0人<br>(R3.4.1以降) |

**令和4年度 中間見直し**

**【目標の設定】**

| 目標項目                              | 現状（中間見直し）            | 目標（R6年度）         |
|-----------------------------------|----------------------|------------------|
| 希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた家庭の割合 | 75.7%<br>(R3年度)      | 80.0%            |
| 保育所等定員数                           | 134,002人<br>(R4.4.1) | 139,956人         |
| 保育所等待機児童数                         | 250人<br>(R4.4.1)     | 0人<br>(R6.4.1以降) |

**【施策の方向と具体策】**

- 1 保育所等待機児童を解消し、その後もゼロを維持するために、保育所等の整備を進めます。
  - ① 待機児童解消のため、民間保育所の新設や定員増を伴う施設改修に対し財政支援を行い、計画的な整備の促進を図ります。
  - ② 主に3歳未満児の保育を20人未満で行う小規模保育事業などの地域型保育事業を推進します。
  - ③ 県と関係市町村で構成する待機児童対策協議会において、保育の受け皿及び人材の確保等について効果的な取組の検討を行い、施策を推進します。
  
- 2 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、認定こども園の普及を図ります。
 

認定こども園の新設や、既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合の施設改修に対し財政支援を行い、整備の促進を図ります。
  
- 3 保育の質と安全性の確保を図ります。
  - ① 保育士の労働環境改善等を積極的に行う保育事業者に対し補助を行います。
  - ② 児童福祉法に基づき、指導監査を行います。
  - ③ 認可外保育施設の運営について、国が示す「認可外保育施設指導監督基準」を満たすよう、立入調査等により必要な指導を行います。

- ④ 認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣し、保育の質と安全性の向上に向けた指導を実施します。
- ⑤ 認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施します。

4 幼児教育・保育の無償化が円滑に実施されるよう、市町村への支援を行います。

- ① 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。
- ② 認可外保育施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報について、市町村と共有を図ります。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

| 事業名                        | 事業の内容<担当課>   |
|----------------------------|--|
| 保育所、認定こども園等の整備促進           | 国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備に対し助成する。<br>＜子育て支援課＞  |
| 保育所整備促進事業                  | 待機児童の早期解消を図るため、保育所等の施設整備費について、国の助成に県が独自に加算措置を行い、緊急的に整備を促進する。<br>＜子育て支援課＞                       |
| 賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業    | 保育の受け皿整備と待機児童解消を加速するため、賃貸物件を活用した保育所・小規模保育事業所の新設又は定員拡大のための改修費用について、国の助成に県独自の上乗せを行う。<br>＜子育て支援課＞ |
| 保育士配置改善事業                  | 基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。<br>＜子育て支援課＞   |
| 保育補助者雇上強化事業                | 保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上に対し、市町村を通じて補助する。<br>＜子育て支援課＞   |
| 認可外保育施設質の確保・向上のための巡回支援指導事業 | 死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣する。<br>＜子育て支援課＞                           |
| 認可外保育施設質の確保・向上のための研修事業     | 死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施する。<br>＜子育て支援課＞                            |
| 子どものための教育・保育給付             | 保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する費用を給付する。<br>＜学事課・子育て支援課＞   |
| 子育てのための施設等利用給付（再掲）         | 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。<br>＜学事課・子育て支援課＞   |
| 保育アドバイザー派遣事業               | 県内の保育所における保育の質のさらなる向上を図るため、令和5年度から県内の保育所等に子どもの科学的な見方や考え方を育む保育アドバイザーを派遣するもの。<br>＜子育て支援課＞        |

| 事業名             | 事業の内容<担当課>  |
|-----------------|---|
| 保育の質の充実に向けた調査事業 | 保育所等における保育の質を評価し、保育所等の属性ごとに比較検証することで、保育の質に影響を与える要因を分析する。検証・分析結果は県ホームページで公表する。(令和5年度限りの事業)<br><p style="text-align: right;">&lt;子育て支援課&gt;</p> |

## Ⅲ-8-② 保育等人材の確保と資質の向上

### 【現状と課題】

#### 1 保育士等の確保・定着

保育所、認定こども園等の整備・拡充に伴い、保育現場で働く保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保が急務となっており、人材確保・定着のためには、給与改善や業務上の負担軽減など、働きやすい環境づくりが必要です。

また、資格を持ちながら、保育士として就業していない、いわゆる潜在保育士の復職を促進することが求められます。

併せて、質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、その専門性や経験の積み重ねとともに、教育・保育人材の資質の向上が極めて重要です。

#### 2 保育士等の資質向上

平成30年4月適用の「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、保育士だけでなく看護師・栄養士・調理員等、それぞれの職務内容に応じた専門性が求められるとともに、施設長の努力義務として、職員の体系的・計画的な研修機会の確保が位置付けられました。

このため、県としても引き続き保育所等の職員を対象とした職務階層別・分野別の研修を実施し、保育士等の資質向上と保育の質の向上を図っていきます。

さらに、今後は、「処遇改善等加算Ⅱ\*」の必須要件とされる「保育士等キャリアアップ研修」を実施しています。

#### 3 保育教諭についての特例制度

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることが原則です。

国では、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、改正就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行後10年間（令和7年3月末まで）は、「幼稚園教諭免許」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けています。

この経過措置期間中に、保育所又は幼稚園等における一定の実務経験を有する者を対象として、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進しています。

(関連データ)

令和4年度 中間見直し

○幼児教育・保育を行う者の見込み数

教育・保育施設の実態に応じて必要となる有資格職員数（単位：人）

（令和元年度～令和4年度：実績、令和5年度以降：見込み）

|                             |                                 | R 1     | R 2     | R 3     | R 4     | R 5     | R 6     |
|-----------------------------|---------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| (1) 保育士                     |                                 | 23,753人 | 24,743人 | 25,853人 | 26,543人 | 26,908人 | 27,434人 |
| (2) 保育教諭                    |                                 | 2,342人  | 2,610人  | 2,918人  | 3,130人  | 3,304人  | 3,488人  |
| (3) 幼稚園教諭                   |                                 | 5,022人  | 4,859人  | 4,853人  | 4,810人  | 4,778人  | 4,622人  |
| (4) 家庭的保育者<br>家庭的保育補助者      |                                 | 137人    | 50人     | 49人     | 50人     | 48人     | 48人     |
| 計                           |                                 | 31,254人 | 32,262人 | 33,673人 | 34,533人 | 35,038人 | 35,592人 |
| 類型（公立・私立含む）                 |                                 | R 1     | R 2     | R 3     | R 4     | R 5     | R 6     |
| 認可保育所                       |                                 | 20,739人 | 21,305人 | 22,118人 | 22,838人 | 22,998人 | 23,366人 |
| 認定<br>こども<br>園              | 幼保連携型                           | 2,342人  | 2,610人  | 2,918人  | 3,130人  | 3,304人  | 3,488人  |
|                             | 保育所型                            | 353人    | 354人    | 335人    | 351人    | 357人    | 362人    |
|                             | 幼稚園型                            | 1,007人  | 1,059人  | 1,151人  | 1,269人  | 1,396人  | 1,424人  |
|                             | 地方裁量型                           | 46人     | 49人     | 43人     | 72人     | 72人     | 72人     |
| 地域<br>型<br>保<br>育<br>事<br>業 | 小規模保育事業<br>（保育士数）               | 2,046人  | 2,466人  | 2,811人  | 2,823人  | 3,050人  | 3,188人  |
|                             | 小規模保育事業<br>（家庭的保育者<br>家庭的保育補助者） | 96人     | 27人     | 20人     | 22人     | 23人     | 23人     |
|                             | 家庭的保育事業                         | 41人     | 23人     | 29人     | 28人     | 25人     | 25人     |
|                             | 事業所内保育事業                        | 208人    | 233人    | 232人    | 233人    | 222人    | 243人    |
|                             | 居宅訪問型保育事業                       | 0人      | 0人      | 0人      | 0人      | 0人      | 0人      |
| 確認を受けた幼稚園<br>(注1)           |                                 | 437人    | 418人    | 460人    | 537人    | 579人    | 583人    |
| 確認を受けない幼稚園                  |                                 | 3,578人  | 3,382人  | 3,242人  | 3,004人  | 2,803人  | 2,615人  |
| 認可外保育施設<br>(注2)             |                                 | 361人    | 336人    | 314人    | 226人    | 209人    | 203人    |

※受入児童数や職員への処遇向上に必要な加配も含むため施設運営上必要な見込数として各市町村が把握しているもの

(注1)「確認」制度とは、施設設置者の申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設が給付費（委託費）の対象となることを「確認」する制度で、「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」

(注2) 認可外保育施設については、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているもの

**【目標の設定】**

| 目標項目                       | 現状（基準年度）           | 目標（R6年度） |
|----------------------------|--------------------|----------|
| 県内指定保育士養成施設卒業生の県内保育所等への就職率 | 57%<br>(H31.4.1)   | 増加を目指します |
| ちば保育士・保育所支援センターにおけるマッチング数  | 178人<br>(H30年度)    | 増加を目指します |
| 民間保育所等で従事する常勤保育士の平均勤続年数    | 3年9ヵ月<br>(H30.4.1) | 増加を目指します |

**令和4年度 中間見直し**

**【目標の設定】**

| 目標項目                       | 現状（基準年度）          | 目標（R6年度） |
|----------------------------|-------------------|----------|
| 県内指定保育士養成施設卒業生の県内保育所等への就職率 | 62%<br>(R3.4.1)   | 増加を目指します |
| ちば保育士・保育所支援センターにおけるマッチング数  | 130人<br>(R3年度)    | 増加を目指します |
| 民間保育所等で従事する常勤保育士の平均勤続年数    | 3年7ヵ月<br>(R3.4.1) | 増加を目指します |

**【施策の方向と具体策】**

- 1 保育士等の資格取得・新規就業を支援します。
  - ① 保育士資格の取得を目指す学生へ修学資金の貸付を行います。
  - ② 指定保育士養成施設における卒業生の県内施設への就職支援の取組に対し補助を行います。
  
- 2 保育士資格を有しているが保育士として働いていない方（潜在保育士）等の保育現場への就職を支援します。
  - ① ちば保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の就業促進等に努めます。
    - ・ 保育士の求人情報や求職情報、潜在保育士の情報などを「保育士人材バンク」に登録の上、保育士を必要とする保育所・認定こども園などの事業者と潜在保育士などの



マッチング強化を図ります。

- ・ 再就職支援コーディネーターを配置し、保育士や保育所経営者などからの相談に対応します。
  - ・ 潜在保育士の再就職支援のための研修等を実施します。
  - ・ 合同面接会や就職説明会、保育所見学会を実施します。
- ② 再就職のための準備金や未就学児の保育料の貸付など、潜在保育士の復職を支援します。

### 3 保育士が働きやすい環境を整備します。

- ① 保育士の給与改善を図ります。
- ② 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境改善を進めるため、若手保育士や保育事業者に対する巡回支援を行います。

### 4 保育士等の資質の向上を図ります。

- ① 保育所等の職員に対し、職務階層別・分野別の研修を実施し、保育士等の資質向上と保育の質の向上を図ります。
- ② 主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う者に対し、職員の職務・経験に応じた「処遇改善等加算Ⅱ」の要件とされる「保育士キャリアアップ研修」を実施します。
- ③ 認可外保育施設で働く保育士等を対象とした研修会の開催や、専門的知見を持つ指導員の派遣により、認可外保育施設の保育の質と安全性の向上を図ります。

### 5 子育て支援員を育成します。

小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の多様な子育て支援に従事する子育て支援員を育成するため、「子育て支援員研修」を実施します。

### 6 保育教諭に係る特例制度の周知及び資格取得を支援します。

保育教諭に係る特例制度について、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、指定保育士養成施設などへの周知を行うとともに、県ホームページにおいて、特例制度の説明を行います。また、幼稚園教諭又は保育士いずれかの免許・資格のみを保有する者に対し、免許・資格の取得に必要な費用の助成を行い、免許や資格の取得を支援します。

### 7 幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続を図ります。

- ① 必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。
- ② 幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けることなどにより、円滑な接続を図ります。

## 【具体的な事業】

| 事業名                   | 事業の内容<担当課>  |
|-----------------------|---|
| 保育士修学資金等貸付事業          | 保育士の資格取得を目指す学生への修学資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。 <子育て支援課>  |
| 保育士養成施設に対する就職促進支援事業   | 卒業生の県内施設への就職促進に取り組む養成施設に対して経費を補助する。 <子育て支援課>  |
| ちば保育士・保育所支援センター設置運営事業 | 保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の就職支援や保育所等の潜在保育士活用支援等を行う。 <子育て支援課>  |
| 保育士人材確保事業             | 保育士を確保するため、指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対して就職促進の為に研修等を実施する。 <子育て支援課>  |
| 千葉県保育士処遇改善事業          | 民間保育士の処遇改善に取り組む市町村に対し補助を行う。 <子育て支援課>  |
| 保育所等巡回支援事業            | 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育内容や保育所運営に係る知識を有する者が、若手保育士及び保育事業者を対象とした巡回（助言）を行う。 <子育て支援課>                                 |
| 産休等代替職員費補助事業          | 保育所等の職員が、出産又は傷病のために長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、臨時的に任用する代替職員の経費の一部を助成する。 <子育て支援課>   |
| 保育所保育士等研修事業           | 保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。 <子育て支援課>  |
| 保育士等キャリアアップ研修事業       | 主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。 <子育て支援課>                            |
| 子育て支援員研修              | 地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 <子育て支援課> |
| 保育教諭確保のための資格取得支援事業    | 幼稚園教諭が保育士資格を取得するため、又は保育士が幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる経費を補助する。 <学事課、子育て支援課>   |
| 幼児教育推進事業（再掲）          | 幼稚園等への支援のため、幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣したり、幼稚園初任者研修や幼児教育アドバイザー育成研修などの幼児教育関係研修を行ったりすることで、幼児教育・保育の質の向上を図る。 <教育庁学習指導課>         |

## Ⅲ-8-③ 多様な子育て支援サービスの充実

## 【現状と課題】

就労や家庭の実態にあわせた保育サービスに対する要望も多様化し、障害児、医療的ケア児、海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる子ども等、特別な支援が必要な子どもの保育需要も増加しています。

幼稚園においても、パート等の就労の増加や家族の病気、通院、学校行事等の理由により正規の保育時間を延長する預かり保育の要望が増えています。

このため、保育所等での一時預かり、幼稚園の預かり保育や、育児相談をすることのできる施設など、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、それぞれのニーズに対応した多様な子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

## 【目標の設定】

| 目標項目                      | 現状（基準年度）            | 目標（R6年度） |
|---------------------------|---------------------|----------|
| 延長保育事業実施数                 | 1,013か所<br>(H30年度)  | 1,773か所  |
| 一時預かり事業実施数                | 500か所<br>(H30年度)    | 612か所    |
| 休日保育実施か所数                 | 49か所<br>(H30年度)     | 49か所     |
| 病児保育事業実施数                 | 175か所<br>(H30年度)    | 243か所    |
| 小規模保育事業所定員数               | 5,000人<br>(H31.4.1) | 10,502人  |
| ファミリー・サポート・センター設置<br>市町村数 | 32市町<br>(H30年度)     | 34市町     |
| 地域子育て支援拠点設置数              | 324か所<br>(H30年度)    | 362か所    |
| 利用者支援事業実施数                | 115事業<br>(H30年度)    | 163事業    |

## 令和4年度 中間見直し

## 【目標の設定】

| 目標項目                      | 現状（基準年度）           | 目標（R6年度） |
|---------------------------|--------------------|----------|
| 延長保育事業実施数                 | 1,441<br>(R3年度)    | 1,823か所  |
| 一時預かり事業実施数                | 533か所<br>(R3年度)    | 660か所    |
| 休日保育実施か所数                 | 35か所<br>(R3年度)     | 35か所     |
| 病児保育事業実施数                 | 307か所<br>(R3年度)    | 321か所    |
| 小規模保育事業所定員数               | 7,325人<br>(R4.4.1) | 8,451人   |
| ファミリー・サポート・センター設置<br>市町村数 | 32市町<br>(R3年度)     | 35市町     |
| 地域子育て支援拠点設置数              | 347か所<br>(R3年度)    | 371か所    |
| 利用者支援事業実施数                | 147事業<br>(R3年度)    | 163事業    |

## 【施策の方向と具体策】

- 1 延長保育や病児保育など多様な保育ニーズへ対応した取組を支援します。
  - ① 保護者の急用や、育児等に伴う心理的・身体的負担の解消のため、緊急・一時的に保育が必要な児童を保育所や幼稚園等で預かる一時預かり事業を推進します。
  - ② 障害児や医療的ケア児が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制の整備を支援します。
  - ③ 子どもが病気の際、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に預かる病児保育事業を推進するため、運営費及び施設整備費の一部を助成します。
  - ④ 子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、保育所までの送迎や時間外の預かり、保護者の病気等のときに助け合う会員組織のファミリー・サポート・センター事業を推進します。
- 2 子育て家庭間の交流や育児相談などを行う地域子育て支援拠点施設等の充実を図ります。
  - ① 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情

報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を推進します。

- ② 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業を推進します。

3 幼稚園における預かり保育や育児相談、地域の親子等が集う交流の場を提供するなど、子育て支援の充実を図ります。

- ① 幼稚園が地域における子育て支援の拠点となるよう、幼稚園への助成の充実を図ります。
- ② 地域の実情に合わせた保育サービスを提供できるよう、保育環境の充実を図ります。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

| 事業名                 | 事業の内容<担当課>  |
|---------------------|---|
| 地域子ども・子育て支援事業       | 市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・病児保育事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">&lt;児童家庭課・子育て支援課&gt;</p> |
| 病児保育施設整備事業          | 市町村、社会福祉法人等が行う病児保育施設の施設整備に補助する。<br><p style="text-align: right;">&lt;子育て支援課&gt;</p>   |
| 預かり保育推進事業           | 年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。<br><p style="text-align: right;">&lt;学事課&gt;</p>   |
| 療育支援コーディネーターの配置（再掲） | 療育支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する「療育支援コーディネーター」の設置を、圏域又は市町村ごとを目安に推進する。<br><p style="text-align: right;">&lt;障害福祉事業課&gt;</p>  |
| 障害児等療育支援事業（再掲）      | 障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。<br><p style="text-align: right;">&lt;障害福祉事業課&gt;</p>   |

| 事業名                | 事業の内容<担当課>   |
|--------------------|--|
| 医療的ケア児等総合支援事業（再掲）  | 医療的ケア児等の地域での受入れが広がるよう、安心して利用できる場を確保するために必要な人材を育成するほか、医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケア児等及びその家族への支援体制等を整備する。<br>＜障害福祉事業課＞   |
| 特別支援教育経費補助事業（再掲）   | 私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。　　＜学事課＞  |
| 早期の教育相談支援体制の整備（再掲） | 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど、適切な就学の支援を行う。<br>＜教育庁特別支援教育課＞ |
| 保育士配置改善事業（再掲）      | （障害児を受け入れるため）基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。<br>＜子育て支援課＞  |
| 医療的ケア児保育支援事業（再掲）   | 保育所等において医療的ケア児の受入れを促進するため、市町村が看護師等を保育所に配置する経費や研修受講支援等受入体制を整備するための費用に対し補助する。<br>＜子育て支援課＞  |
| 子育て支援活動推進事業        | 子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。<br>＜学事課＞   |

## Ⅲ-8-④ 小学生の放課後対応の充実

### 【現状と課題】

#### 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭が子どもの小学校入学とともに、保育所に代わる預け先がなくなり、仕事を続けられなくなる、いわゆる「小1の壁」が問題となっています。

放課後児童クラブはこうした子どもの受け皿として県内全ての市町村で設置運営され、その数は年々増加傾向にあります。待機児童数は依然として多い状況です。

放課後児童クラブは、保護者が安心して就労等ができるように支援する施設であるとともに、遊びや生活を通じた児童のさまざまな交流や助け合いなどにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所であり、人材の確保と資質の向上も必要です。

放課後児童クラブの受け入れ定員増を図って行くためにも、施設整備と人材の確保に加え、放課後児童支援員の研修を通して資質の向上を図り、量と質の両面からの充実を図ることが重要です。

#### 2 放課後子供教室

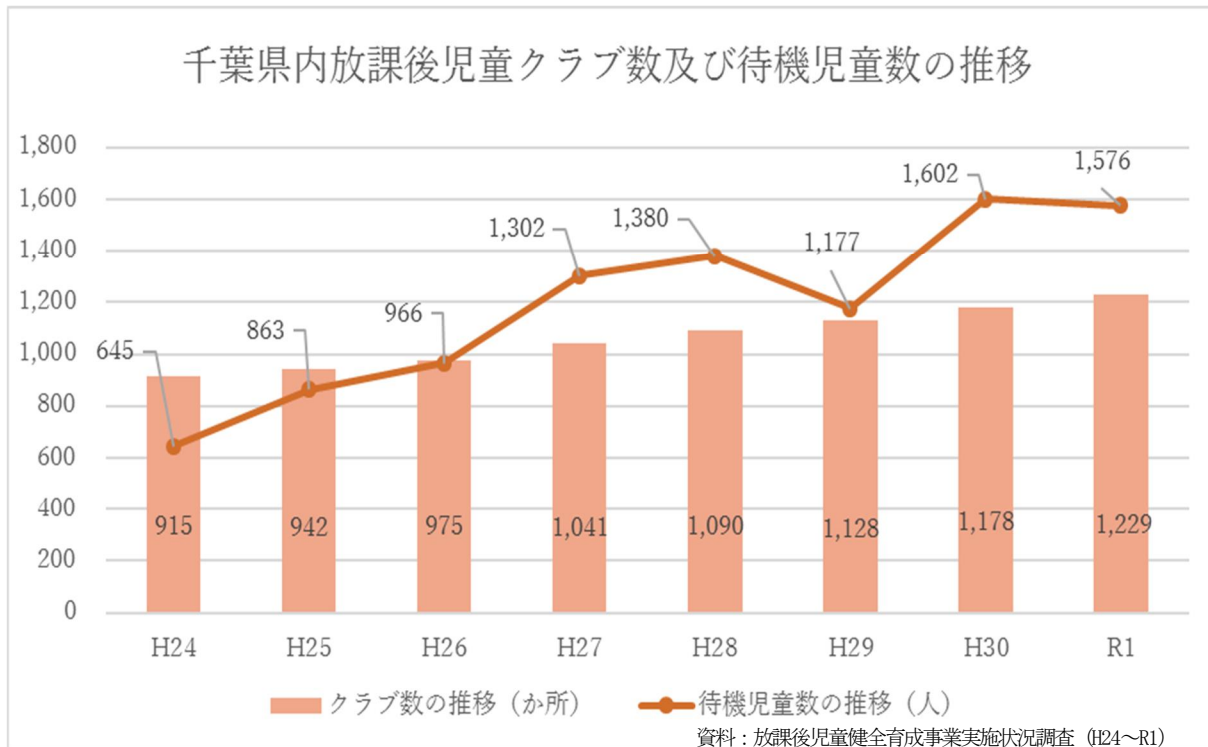
共働き家庭の子どもに限らず、放課後を安心・安全に過ごすことのできる居場所の確保は、全ての子どもにとって重要です。地域の方々の参画を得て、子どもが学習やスポーツ、文化芸術活動に参加することのできる「放課後子供教室」の取組は、子どもの社会性、人間性を培うと同時に、地域住民とのつながりを深めることにも役立ちます。

#### 3 新・放課後子ども総合プランの推進

「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するため、国は、平成27年度から「放課後子ども総合プラン」、さらに平成30年度からは「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの整備を進めています。

また、この新プランでは、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等の推進が求められています。

(関連データ)



放課後児童クラブの利用見込み数 (毎年5月1日現在)

令和4年度 中間見直し

|   | R 1    | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 6    |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用見込み数 (人)                                      | 59,532 | 66,468 | 69,249 | 72,167 | 73,928 | 76,024 |
| 利用可能数 (人)                                       | 61,639 | 69,328 | 73,479 | 76,259 | 78,409 | 80,698 |
| 放課後児童クラブ数 (か所)<br>〔見直し後：放課後児童クラブ<br>支援単位数 (か所)〕 | 1,494  | 1,562  | 1,610  | 1,657  | 1,726  | 1,768  |
| 一体的又は連携による放課後<br>児童クラブ及び放課後子供教室 (か所)            | 355    | 383    | 426    | 456    | 468    | 475    |
| 放課後児童支援員 (人)                                    | 3,447  | 4,175  | 4,408  | 4,625  | 4,824  | 5,009  |

県における研修計画

(各年度)

|                                  | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 放課後児童支援員認定資格研<br>修実施回数 (回) (注1)  | 13回 | 10回 | 5回  | 5回  | 5回  | 5回  |
| 放課後児童支援員等資質向上<br>研修実施回数 (回) (注2) | 3回  | 4回  | 4回  | 4回  | 4回  | 4回  |

(注1) 1回あたり定員 100人と規定

(注2) 1回あたり定員 350人程度、放課後児童支援員3年に1回受講を想定



## 【目標の設定】

| 目標項目                              | 現状（基準年度）                  | 目標（R6年度）            |
|-----------------------------------|---------------------------|---------------------|
| 放課後児童クラブ数                         | 1,229か所<br>(R1.5.1)       | 1,328か所             |
| 放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数（待機児童数） | 1,576人<br>(R1.5.1)        | 解消を目指します            |
| 放課後児童支援員認定資格研修修了者数<br>(県実施)       | 4,594人<br>(R元年度までの<br>累計) | 1,700人<br>(R2～R6累計) |
| 放課後児童支援員等資質向上研修修了者数               | 延べ1,120人<br>(R元年度)        | 延べ1,400人            |
| 放課後子供教室がカバーする小学校の割合               | 39.7%<br>(H30年度)          | 増加を目指します            |

## 令和4年度 中間見直し

## 【目標の設定】

| 目標項目                              | 現状（基準年度）           | 目標（R6年度） |
|-----------------------------------|--------------------|----------|
| 放課後児童クラブ支援単位数*                    | 1,657か所<br>(R4年度)  | 1,768か所  |
| 放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数（待機児童数） | 1,179人<br>(R4.5.1) | 解消を目指します |
| 放課後児童支援員認定資格研修修了者数<br>(県実施)       | 5,895人<br>(R3年度)   | 6,294人   |
| 放課後児童支援員等資質向上研修修了者数               | 延べ1,246人<br>(R3年度) | 延べ1,400人 |
| 放課後子供教室がカバーする小学校の割合               | 49.3%<br>(R3年度)    | 増加を目指します |

※実態に即した数値とするため、「放課後児童クラブ数」ではなく、「放課後児童クラブ支援単位数」に目標項目を変更。

---

**【施策の方向と具体策】**

---

**1 放課後児童クラブの設置を促進し、児童の健全育成を図ります。**

- ① 待機児童の解消を図るため、放課後児童クラブの新規開設を促進するとともに、大規模クラブの規模の適正化を図るためクラブの分割や小学校の余裕教室の積極的な利用を促進します。
- ② 市町村と連携し、保護者のニーズに応じて、障害児を含め、必要な全ての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を促進します。
- ③ 利用者のニーズに柔軟に対応し、開設時間の延長等、放課後児童クラブを利用しやすくするため運営体制の拡充を支援します。
- ④ 放課後児童支援員の資質と専門性の向上及び勤続年数や研修履修実績等に応じた処遇改善を支援します。

**2 放課後児童支援員となるための認定資格研修を実施し、人材の確保、資質の向上を図ります。**

放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者に対し放課後児童支援員認定資格研修を行い、人材の確保と質の向上を図ります。

**3 放課後児童支援員等資質向上研修を実施し、資質の向上、必要な知識及び技術の修得を図ります。**

放課後児童支援員、放課後児童クラブや放課後子供教室で従事する者、行政担当者等に対し、地域の実情に応じた研修を実施し、資質の向上並びに必要な知識及び技術の修得を図ります。

なお、研修については、特別な配慮を必要とする児童への対応に関する研修は、必ず実施することとし、その他市町村ニーズを踏まえ、毎年度、見直しを行います。

**4 放課後子供教室を推進します。**

全ての子どもの安心・安全な活動拠点（居場所）づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等に取り組む放課後子供教室を市町村と連携して推進します。

**5 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村が「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室推進事業」を一体的あるいは連携して進める取組を支援します。**

「新・放課後子ども総合プラン」の推進に向けて「地域学校協働活動推進委員会」を設置し、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的あるいは連携して進める取組など、放課後対策の総合的な在り方について検討します。

## 令和4年度 中間見直し

## 【具体的な事業】

| 事業名                   | 事業の内容<担当課>   |
|-----------------------|--|
| 放課後児童クラブ整備事業          | 市町村、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備（創設・改築・大規模修繕等）に対し補助を行う。 <子育て支援課>  |
| 放課後子ども環境整備事業          | 市町村等が、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために行う小学校の余裕教室等の施設改修、設備の整備等に係る経費に対し補助を行うとともに、障害のある子どもを受け入れるために必要な改修や設備の整備等に係る経費に対し補助を行う。 <子育て支援課>  |
| 放課後児童健全育成事業           | 小学校に就学している児童（特別支援学校の小学部の児童を含む）であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図るため、市町村が実施する事業又は助成する事業に補助を行う。 <子育て支援課>   |
| 放課後児童クラブ支援事業          | 市町村が実施する放課後児童クラブにおいて、障害児受入のための放課後児童支援員等の配置、民間アパート等を活用した放課後児童クラブの設置、放課後児童クラブまでの送迎に係る燃料費等の経費に対し補助を行う。 <子育て支援課>   |
| 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 | 放課後児童支援員の経験年数等に応じた処遇改善に必要な経費に対し、市町村を通じ補助を行う。 <子育て支援課>  |
| 放課後児童支援員認定資格研修事業      | 放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。 <子育て支援課>  |
| 放課後児童支援員等資質向上研修事業     | 放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。 <子育て支援課>  |
| 放課後子供教室推進事業           | 子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。 <教育庁生涯学習課> |

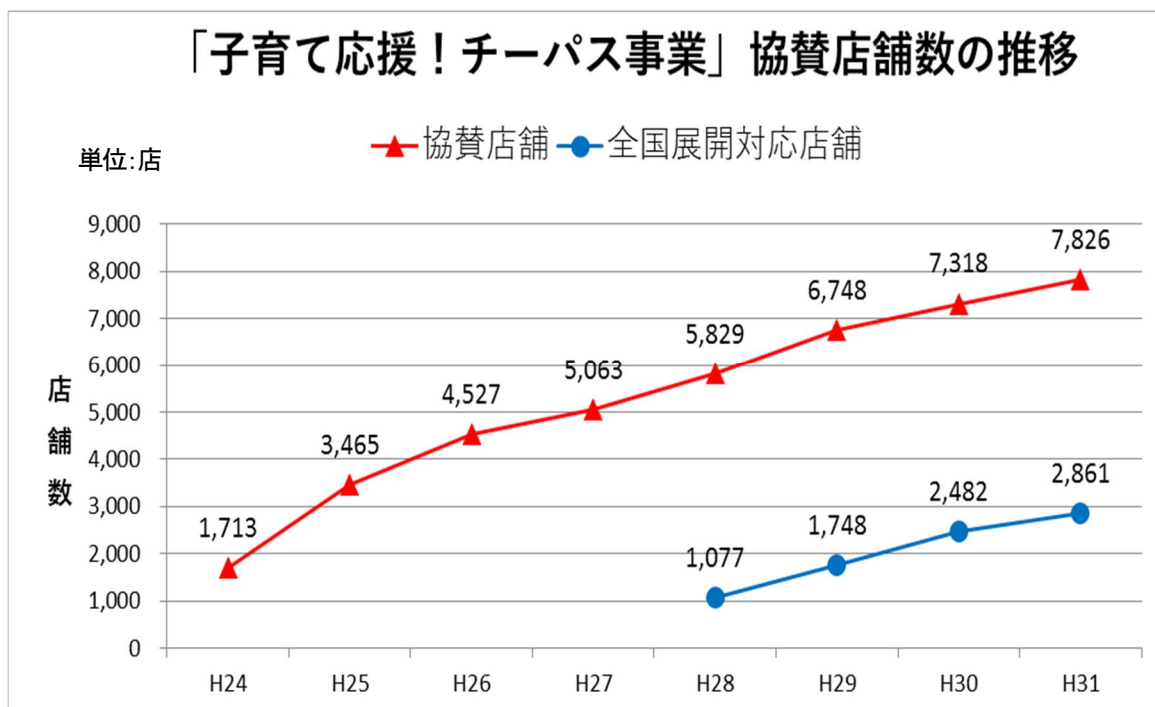
Ⅲ-8-⑤ 企業参画による子育て支援

【現状と課題】

子育て家庭を孤立させることなく、安心して子育てができる環境を整備するためには、地域社会や社会福祉法人、NPO法人、企業などの民間団体の力を積極的に活用し、地域全体での子育てを支援する体制整備を進めていくことが重要です。

さらに、地域における子育て支援の担い手として、小売業やサービス業などの企業や商店にも子育て支援に積極的な参加などを促し、県民全体で子育てを支援する気運の醸成を図ることが重要です。

(関連データ)



※H24は7月2日時点、その他は4月1日時点

千葉県子育て支援課集計

【目標の設定】

| 目標項目                | 現状 (基準年度)           | 目標 (R6年度)           |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 「子育て応援！チーパス事業」協賛店舗数 | 7,826店<br>(H31.4.1) | 10,500店<br>(R7.4.1) |

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

| 目標項目                | 現状 (基準年度)          | 目標 (R6年度)           |
|---------------------|--------------------|---------------------|
| 「子育て応援！チーパス事業」協賛店舗数 | 8,257店<br>(R4.5.1) | 10,500店<br>(R7.4.1) |

**【施策の方向と具体策】**

- 1 企業参画型子育て支援事業（子育て応援！チーパス事業や「チーバくん」を活用した子育て応援事業）を推進します。
- ① 子育て家庭の経済的負担の軽減と、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図るため、優待カード「チーパス」の提示により、子育て家庭が協賛店舗から各種サービスを受けることのできる「子育て応援！チーパス事業」を実施します。リーフレット等の配布により事業の周知と協賛店の確保に取り組むとともに、「チーパス」の電子化等、利用者の利便性の向上に取り組みます。
- ② 県が行う子育て支援施策への協賛を目的として、事業者が専用デザインの「チーバくん」を活用して行う取組に対し承認等を行い、県全体で子育て家庭を応援する機運の醸成と、県の子育て施策の推進を図ります。

**令和4年度 中間見直し**

**【具体的な事業】**

| 事業名                 | 事業の内容<担当課>   |
|---------------------|--|
| 子育て応援！チーパス事業        | 子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受けられる優待カード「チーパス」の周知を行い、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。<br><span style="float: right;">&lt;子育て支援課&gt;</span> |
| 「チーバくん」を活用した子育て応援事業 | 専用デザインの「チーバくん」を活用した商品の売上等の一部を事業者から協賛金として受け入れ、県の子育て応援事業に活用する。<br><span style="float: right;">&lt;子育て支援課&gt;</span>                  |

## Ⅲ-9-① 安心して子育てできる環境の整備

### 【現状と課題】

#### 1 居住環境の整備の推進

子育て世帯にとって、子育てに必要な部屋数や広さがあり、そして子どもの特徴や動きに適した良質な住宅を持つことは、費用負担の面などから容易なことではありません。子育て世帯が住みなれた地域・環境の中で、安心して住宅を確保することが可能となるような仕組みづくりが必要です。

また、その基盤となるまちづくりにおいては、教育・保育施設、公園、遊び場等の子育て支援施設が整備されるとともに、安心、安全に生活できるユニバーサルなまちづくりが求められています。

#### 2 バリアフリー化の推進

県が実施した子育てアンケートでは、「道路の段差が多く、ベビーカーが利用しづらい」という意見をはじめ、子育てバリアフリーの推進を求める声が数多くありました。

こうしたバリアフリー化の推進においては、個々の施設等のバリアフリー化に終わることなく、それぞれが連続的に繋がり、点から線へ、さらに面へと広がり、子どもや子育て中の親たちが、それらのバリアフリー化された施設・設備を積極的に活用し、行動の自由度、心地よさを高めるよう配慮することが必要です。

#### 3 自然や景観の次世代への承継

子どもが、豊かな自然、美しい景観に囲まれ、これらにふれあいながら成長していくことは、重要なことであり、豊かな自然、美しい景観の保全、再生を図り、将来を支える次世代に良好な環境を継承していく必要があります。

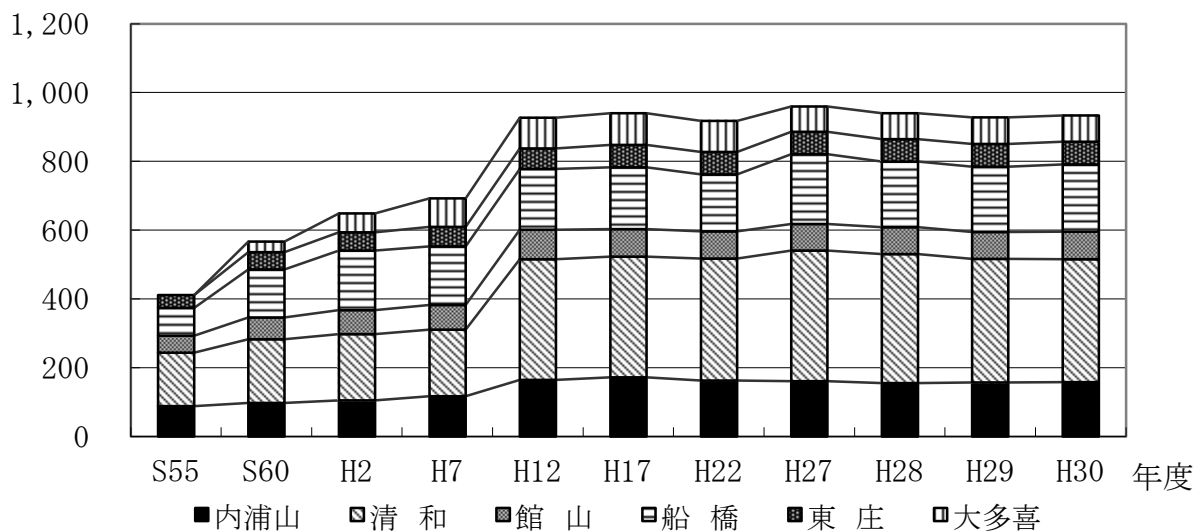
#### 4 自然や文化とのふれあい

里山や森林は豊かな自然環境を提供するだけでなく、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の多面的機能を有していますが、人口減少や高齢化の進展により、里山や森林の荒廃が進み、都市では貴重な樹林地が減少し、子どもが体験できる自然が少なくなっています。そのため、都市と農山漁村の交流のしくみづくりや地域づくりの一環として、多様な人々が参加した里山や森林等を含む緑の再生活動や再生した緑を地域資源として活用する取り組みが重要です。

また、子どもの頃から自然にふれることは、生命の大切さや自然の摂理を理解する上でも重要です。県民の森のように、千葉県の魅力ある自然や文化について、体験を通して学ぶことができる場が求められています。

(関連データ)

### 「県民の森」利用者数(千人)



資料：千葉県森林課「千葉県森林・林業統計書」(平成30年度)

#### 【目標の設定】

| 目標項目                               | 現状(基準年度)           | 目標(R6年度) |
|------------------------------------|--------------------|----------|
| ちばバリアフリーマップ掲載施設数                   | 1,793施設<br>(H30年度) | 2,180施設  |
| 子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合(子育て環境に対する満足度) | 79.9%<br>(R元年度)    | 80.0%以上  |
| 子育てを楽しんでいると感じる家庭の割合                | 71.1%<br>(R元年度)    | 80.0%    |

#### 令和4年度 中間見直し

#### 【目標の設定】

| 目標項目                               | 現状(基準年度)          | 目標(R6年度) |
|------------------------------------|-------------------|----------|
| ちばバリアフリーマップ掲載施設数                   | 2,016施設<br>(R3年度) | 2,180施設  |
| 子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合(子育て環境に対する満足度) | 81.6%<br>(R3年度)   | 80.0%以上  |
| 子育てを楽しんでいると感じる家庭の割合                | 73.2%<br>(R3年度)   | 80.0%    |



## 令和4年度 中間見直し

## 【施策の方向と具体策】

- 1 全ての世帯が、安全で、安心でき、ゆとりある住居を確保できるよう支援します。
  - ① 経済的負担が大きい子育て世帯が安心して住宅を確保できるよう、低廉な家賃の公的賃貸住宅の供給促進に努めます。
  - ② 住宅に関する情報を広く提供し、子どもの特徴等に適した住宅を探しやすくします。
  
- 2 子育て、子どものためのまちづくりを推進します。
  - ① ユニバーサルなまちづくりを推進します。
  - ② 市町村と連携を図りながら保育所や学校等の耐震化を推進します。
  
- 3 バリアフリー化等の取組を推進します。
  - ① 学校、公民館、公園などの公共施設、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
  - ② 歩道の整備を進めるとともに、既に整備された歩道等について、バリアフリー化等を図ります。
  - ③ 安全な通学路の整備を推進します。
  - ④ 生活道路における通過車両の進入速度の規制や大型車両の通行禁止など、安全な歩行空間を確保します。
  - ⑤ 歩行者と車両の通行を分離する歩車分離式信号整備を推進します。
  - ⑥ 各種バリアフリー施設の情報提供を充実します。
  
- 4 自然環境・景観の保全・再生を推進します。
  - ① 水辺空間の保全、再生を推進します。
  - ② 景観形成について、地域特性に応じた市町村の取組を支援します。
  
- 5 里山や森林の保全・整備・活用の促進を図ります。
  - ① 里山の保全や森林の再生を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。
  - ② 里山や森林の利活用について普及啓発を行います。
  - ③ 緑に関する学習活動やレクリエーションを通じ、自然に親しみ緑を大切にする心を育てることを目的とした「みどりの少年団」の結成及び育成を支援します。
  
- 6 自然とふれる機会を県民に提供していきます。
  - ① 自然に関する観察会等の体験活動を通じた学習支援を行い、千葉の自然と文化について楽しみながら学ぶ機会を提供します。
  - ② 県民の森指定管理者と協力し、自然や樹木を利用したイベントの開催を推進します。
  - ③ 県民の森指定管理者との連絡調整を密にし、効率的に施設の維持管理を行います。



7 子どもが地域の文化や伝統を理解し、豊かな情操や人間性を培うために、文化芸術とふれあう機会の確保に努めます。

- ① 子どもたちが体験の中から地域の文化を学べるような機会をつくります。
- ② 子どもたちが文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できる環境を整備するとともに、自然や歴史の中で培われてきた伝統文化にふれる機会を充実します。
- ③ 文化財保護や文化芸術活動等を通じて、「ちば文化」を創造していくことに努めます。

### 令和4年度 中間見直し

#### 【具体的な事業】

| 事業名                  | 事業の内容<担当課>   |
|----------------------|--|
| 公営住宅等の整備推進           | 住宅確保に配慮が必要な低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯などに対し、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。<br>＜住宅課＞                                      |
| 県営住宅における子育て世帯への優遇措置  | 子育て世帯の入居資格について緩和するとともに、入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。<br>＜住宅課＞   |
| 住宅セーフティネット制度         | 高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。<br>＜住宅課＞                    |
| 住宅に関する情報提供の推進        | 「住まい情報プラザ」において、公的賃貸住宅等の募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の情報提供を行う。<br>＜住宅課＞   |
| 建築物におけるユニバーサルデザインの推進 | 県民一人ひとりが快適で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」を活用した普及啓発、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の表彰や事例の情報提供等を行う。<br>＜建築指導課＞        |
| 保育所等の耐震化の推進          | 私立保育所等の改築や大規模修繕による耐震化整備費に対して助成し、保育所の耐震化整備を促進する。<br>＜子育て支援課＞  |
| 公共交通機関等のバリアフリー化の推進   | 妊産婦、高齢者、障害者等誰もが安心して安全に公共交通機関を利用できるよう鉄道やバス等の環境整備を支援する。<br>＜交通計画課＞   |
| 福祉のまちづくりの推進          | 千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公益的施設等の整備基準適合への指導を行うとともに、整備基準に適合した施設等へ適合証を交付する。<br>＜健康福祉指導課、建築指導課＞                                   |
| 歩道の整備と電線類の地中化の推進     | 歩行者の安全を確保するため、歩道と車道の段差を縮小する等、バリアフリー新法に対応した歩道整備を推進する。<br>また、歩道等における歩行の障害となる電線類を地中化することによりバリアフリー化された歩行空間の確保を推進する。＜道路環境課＞ |

| 事業名              | 事業の内容<担当課>  |
|------------------|---|
| ちばバリアフリーマップの充実   | 高齢者や障害者等が外出時に安心して様々な活動に参加できるように、公共的施設などのバリアフリー情報を掲載した「ちばバリアフリーマップ」の充実を図る。<br>＜健康福祉指導課＞  |
| 河川環境の整備と保全       | 河川・湖沼などの水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくりの実施により、多様な生物を育み潤いのある川づくりを推進する。また、水辺空間や歴史的街並みなど地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」の創出を推進する。<br>＜河川環境課＞                        |
| 海岸整備の推進          | 自然と共生し、快適で誰もが憩える海岸環境の保全と創出を図るため、海岸保全施設・海岸環境の整備を推進する。<br>＜河川整備課＞   |
| 良好な景観形成の推進       | 良好な景観形成を推進するため、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」に基づき、県民・事業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を促進するため景観セミナーを開催するとともに、市町村が主体的に景観形成に取り組めるよう景観行政団体への移行促進や市町村連絡会議における情報提供を行うことにより支援する。<br>＜公園緑地課＞ |
| さとやま整備・活用促進事業    | 森林整備活動を実施する市民活動団体や企業等への支援や親子連れでも参加できる自然体験会等のイベントを開催する。<br>＜森林課＞   |
| 緑化推進事業           | 森林環境教育等の活動を実施する「みどりの少年団」の育成を支援することにより、子どもが森林・緑と触れ合う場を設ける。<br>＜森林課＞  |
| 千葉フィールドミュージアム事業  | 現場（山・川・海）で自然と文化に直接ふれあい、親しみ、学ぶ機会を提供する博物館活動で、郷土の多様な魅力の再認識につなげるとともに、それを守り育む地域づくりも支援する。<br>＜文化振興課＞  |
| 県民の森事業           | 県内6か所に設置した県民の森の自然を提供し、青少年の健全な育成に寄与する。<br>＜森林課＞  |
| 学校音楽鑑賞教室         | 次代の文化を担う児童・生徒を対象に、優れた演奏を鑑賞する機会を提供するため、プロオーケストラを学校に派遣し演奏会を実施する。<br>＜文化振興課＞   |
| 伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業 | 伝統芸能及び洋楽についての理解を深めるとともに、一層の普及・振興を図るため、プロの演奏者等を小・中学校に派遣し、鑑賞と楽器の演奏体験を行う。<br>＜文化振興課＞   |
| 自然保育推進事業         | 子どもを伸びやかに育てる環境を整備し、移住促進を図るほか、千葉県全体の魅力向上を図るために、千葉県の豊かな自然環境を活かして、自然保育を実施する団体を県が認証し支援する。<br>＜子育て支援課＞   |

## Ⅲ-9-② 子どもを犯罪や事故から守る対策の推進

### 【現状と課題】

#### 1 犯罪や交通事故の防止

都市化の進展による地域社会の一体感・連帯意識の希薄化、規範意識の低下など、私たちを取り巻く様々な社会や経済情勢の変化を背景に、犯罪や交通事故の被害者となる子どもが後を絶たない状況であり、犯罪は減少しているにもかかわらず、県民の体感治安の改善には至っていません。

犯罪や交通事故を防止し、県民が安心して暮らせる生活空間を回復していくためには、警察に頼るだけではなく、県・市町村、事業者、県民等がそれぞれの役割を適切に分担するとともに、協働して地域の安全対策を講じ、犯罪や交通事故の機会を減らすための環境整備等の施策や、被害に遭わないための施策を推進する必要があります。

また、既存の防犯ボランティアの高齢化に伴う防犯の担い手の不足、共働き家庭の増加に伴う保護者による見守りの困難化、さらには、放課後児童クラブなどで過ごす子どもの増加に伴う下校や帰宅のあり方の多様化を原因として、従来の見守り活動に限界が生じ、地域における子どもを見守る目が減少した結果、「見守りの空白地帯」が生じていることから、これを地域社会全体の課題として捉え是正していく必要があります。

#### 2 交通安全の確保

交通の安全と円滑を図るため、信号機、交通規制標識、道路標示、交通管制機器の効果的な整備が必要です。また、生活道路、通学路等においては、交通事故防止対策、通過交通抑制対策\*の一環としてゾーン30\*の整備を推進するほか、関係者と連携を密にした各種安全対策も必要です。このほか、バリアフリーも念頭に置いた歩車分離式信号の整備、信号灯器のLED化等が必要です。

一方、県警で保有する交通安全施設については、約8,400箇所の信号機、約24万本の交通規制標識、約2万2千箇所の横断歩道、交通情報板、交通管制センターなどの老朽化対策が課題となっており(平成30年度末現在)、的確な維持・管理に努めるとともに、中長期的な視点で交通安全施設の整備に努めていくことが必要です。

また、令和元年5月に滋賀県大津市で発生した園児らの死傷事故を受け、国において、保育所や認定こども園周辺の道路の交通安全対策を進めていることから、危険箇所への局所的対策やキッズゾーン\*の設定、さらに見守り活動を行ういわゆるキッズガードの配置等具体策の実施について、市町村及び関係機関と連携して取り組むことが必要です。

#### 3 交通安全教育

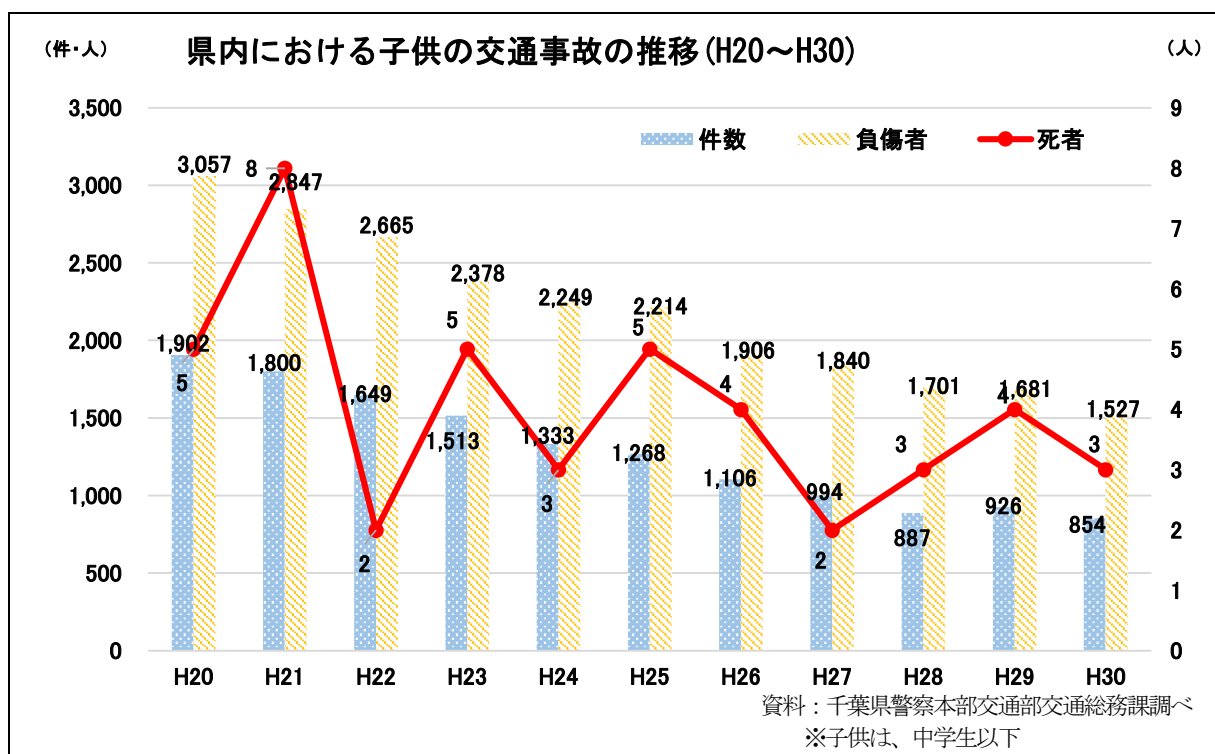
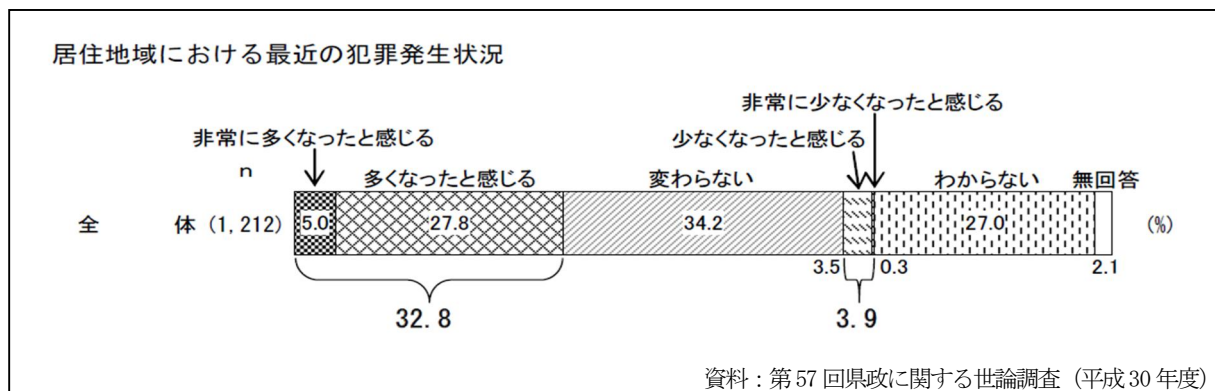
交通安全教育を始めとする各種交通対策を講じてきた結果、近年、負傷者数及び発生件数は減少傾向となっているものの、死者数については下げ止まりの状態となっています。

交通事故から次世代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で守るためには、県・市町村、警察、事業者、県民等がそれぞれの役割を適切に分担し、心身の発達段階に応じた交通安全教育、広報啓発活動等の各種施策を推進していく必要があります。

#### 4 少年非行の防止

少年非行の防止には、少年の問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことが重要であることから、青少年補導員などの地域ボランティア・学校・警察等関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を一層強化していくことが必要です。

(関連データ)



---

**【施策の方向と具体策】**

---

**1 地域の防犯力の向上を推進します。**

- ① 地域の防犯力を強化し、県民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、防犯ボックス事業への支援を行います。
- ② 防犯パトロール隊の取組を促進し、また、自主防犯団体が抱える課題について議論し、活性化に向けた方策の提案などを行う交流大会を開催します。

**2 犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。**

市町村が行う防犯カメラ設置事業に対する補助を行います。

**3 地域住民に対する犯罪情報等を積極的に提供します。**

- ① 学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、犯罪等の防止に配慮した環境改善を積極的に働きかけます。
- ② 多様な担い手による子どもの見守り活動の拡充及び活性化を図ります。
- ③ 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために防犯講話等を推進します。
- ④ 学校等とのネットワークを構築し、不審者情報等の情報共有体制の確立を図ります。

**4 情報を共有し住民が連携することにより、地域の安全確保を推進します。**

- ① 児童生徒の危険予測能力・危険回避能力を育成するための防犯教育を推進します。
- ② 教職員等に対し、実践的・効果的な交通安全教育や防災教育等を推進します。

**5 交通の安全と円滑に資する交通安全施設整備等を推進します。**

- ① 信号機、交通管制機器、標識、標示等を整備するとともに、適切に維持管理します。
- ② 市町村及び関係機関と連携して、保育所等の周辺におけるキッズゾーンの設定及び定着化がなされるよう積極的な推進を図ります。
- ③ 市町村が行う安全確保の取組を支援します。

**6 交通安全教育の充実に努めます。**

子どもに対して参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、道路に潜む危険性を理解させるほか、学校関係者及び交通ボランティアに対して交通安全教育技法や通学路等における保護・誘導活動要領の指導を行うなど、関係機関が連携して交通安全教育の充実に努めます。

**7 スクール・サポーターによる学校支援を推進します。**

元警察官などからなるスクール・サポーターの派遣などにより、問題行動生徒への対応に苦慮する学校への支援を始め、非行防止、健全育成及び学校の安全対策に関する各種支援活動を推進します。

**8 非行・犯罪防止活動を推進します。**

- ① 青少年の非行や犯罪被害の防止など、青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、

関係機関・団体、地域住民と連携して県下一斉合同パトロールを実施するほか、広報・啓発活動を推進します。

- ② 青少年補導センターにおける青少年補導員活動や、街頭補導活動を推進します。
- ③ 非行防止に対する意識啓発や相談窓口等を記載したリーフレットを小学校5年生及び新中学生の保護者や新高校生全員に配布し、非行の未然防止に取り組みます。

## 9 青少年にとって有害な環境の浄化

- ① 千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店や携帯電話事業者等店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、青少年にとって良好な環境の整備に努めます。
- ② 青少年補導員が行う有害環境浄化活動や街頭補導活動等に対して支援を行い、地域の社会環境整備を図ります。

### 令和4年度 中間見直し

#### 【具体的な事業】

| 事業名                             | 事業の内容(担当課)   |
|---------------------------------|--|
| 防犯ボックス設置の促進                     | 地域の防犯力を強化し、県民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、市町村が主体となり、地域の実情に沿って設置する防犯ボックス事業への支援を行う。<br>＜くらし安全推進課＞  |
| 自主防犯団体の活動の促進                    | 地域の犯罪抑止に大きな役割を担っている防犯パトロール隊の取組を促進するため、市町村が行うパトロール資機材の支援に補助を行う。また、自主防犯団体が抱える課題について議論し、活性化に向けた方策の提案などを行う交流大会を開催する。<br>＜くらし安全推進課＞ |
| 防犯に配慮した住宅の普及                    | 「犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針」の普及を図る。<br>＜住宅課＞  |
| 市町村防犯カメラ等設置事業補助                 | 道路などの生活空間での犯罪を防止するため、市町村が行う防犯カメラ設置事業に対する補助をはじめ、商店街、自治会等による防犯カメラの設置に向けた支援を行う。<br>＜くらし安全推進課＞                                     |
| 犯罪情報等の提供                        | 地域住民に対して、犯罪の発生状況や、被害を防止するために必要な防犯情報等を適切に提供し、地域社会における自主的な防犯活動を積極的に支援するとともに、その促進を図る。＜県警生活安全総務課＞                                  |
| 「地域の連携の場」における犯罪等の防止に配慮した環境改善の促進 | 学校や自治体、地域住民等が会する「地域の連携の場」等において、通学路や子どもが集合する場所等における、防犯カメラや防犯灯の設置、草木等の植栽管理等、環境面の改善を積極的に働きかけ、子どもの安全確保を図る。<br>＜県警生活安全総務課＞          |



| 事業名                            | 事業の内容(担当課)  |
|--------------------------------|---|
| 多様な担い手による見守り活動の拡充及び活性化の促進      | 郵便・新聞配達、運送業者等の多様な業種の事業者が、日常の事業活動を行いながら子どもの見守りを行う「ながら見守り活動」や不審者発見時の速やかな通報を行う等の防犯ネットワークの拡充・活性化を図る。<br><p style="text-align: right;">&lt;県警生活安全総務課&gt;</p>   |
| 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講話等の推進 | 学校等と協働した不審者侵入事案の対応訓練、また、子どもに対する被害防止方法にかかる講話を推進し、子どもの自主防犯意識の高揚を図り被害の未然防止を図る。<br><p style="text-align: right;">&lt;県警生活安全総務課&gt;</p>  |
| 学校等とのネットワークの構築と不審者情報等の共有体制の確立  | 学校等と協働し、ファックスやメールなどによる警察と学校・PTA等を結ぶネットワークを構築し、不審者情報等の共有体制の確立を図る。<br><p style="text-align: right;">&lt;県警生活安全総務課&gt;</p>   |
| 学校安全教室の開催                      | 教職員等を対象に、最新の防犯知識や技術を中心とした研修を実施し、その資質の向上と防犯意識の高揚を図る。<br>また、子どもたちの事件・事故・災害等に対する危険予測・回避能力を高めるため、具体的な対応策や「地域安全マップ」づくり等を推進する。<br><p style="text-align: right;">&lt;教育庁児童生徒安全課&gt;</p>                            |
| 交通安全施設整備事業                     | 交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識、道路標示、交通管制機器の効果的な整備を推進する。<br>生活道路、通学路等においては、交通事故防止対策、通過交通抑制対策の一環としてゾーン30プラスの整備を推進するほか、バリアフリーも念頭に置いた歩車分離式信号の整備、信号灯器のLED化等を推進する。<br><p style="text-align: right;">&lt;県警交通規制課&gt;</p> |
| 子供たちへの交通安全教育の推進                | 心身の発達段階に応じた交通安全教育を行うとともに、保護者や地域の関係者等が参加する交通安全教育を推進する。<br><p style="text-align: center;">&lt;くらし安全推進課・教育庁児童生徒安全課・県警交通総務課&gt;</p>   |
| スクール・サポーター制度の活用                | スクール・サポーターが、問題行動生徒への対応に苦慮する学校への支援をはじめ、非行防止、健全育成及び学校の安全対策に関する各種支援活動を行う。<br><p style="text-align: right;">&lt;県警少年課&gt;</p>   |
| 青少年の社会環境づくり事業                  | 青少年健全育成条例に基づき、立入調査の実施、有害図書や有害玩具の指定などにより、青少年に有害な環境の浄化に努める。<br><p style="text-align: right;">&lt;県民生活課&gt;</p>  |
| 青少年補導センター事業                    | 青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の充実と活性化のための支援を実施する。<br>また、青少年補導(委)員大会を開催し、永年従事者の表彰、研修や情報交換等を実施し、青少年健全育成に係る意識や連帯感を高める。<br><p style="text-align: right;">&lt;県民生活課&gt;</p>                         |

### Ⅲ-9-③ 情報化社会への対応

#### 【現状と課題】

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)によると、スマートフォンによるインターネットの利用率は、小学生45.9%、中学生70.6%、高校生97.5%と増加しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、子どもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっています。

その一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫しており、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちが被害者や加害者になる事件や、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。最近では、「リベンジポルノ」や「自画撮り被害」などの増加が問題となっています。

このため、子どもたちが情報モラルを身に付け、情報を適切に取捨選択して活用する能力を育成するとともに、関係機関と情報共有を図り、フィルタリングの普及など子どもたちや保護者への普及啓発を進めることが必要です。

また、スマートフォンの急速な普及に伴い、子どもたちがインターネットの利用時に遭遇しやすい、SNSにおける誹謗中傷、いじめ、個人情報の特特定など様々なトラブルが問題となっています。そして、インターネット上には違法情報・有害情報なども氾濫しており、利用者はそれにどう賢く対峙していくべきかが大きな課題となっています。

#### 【施策の方向と具体策】

##### 1 スマートフォン・インターネット被害防止対策を推進します。

- ① インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から子どもたちを守るため、ネットパトロール等の取り組みを行います。
- ② 子ども・若者に身近な市町村や学校等に対して、ネットパトロールの実施を働きかけ、地域全体で見守る体制づくりを推進します。
- ③ インターネット利用に起因する児童買春・児童ポルノ等の児童の性的被害を中心とした福祉犯罪の取締りを推進します。
- ④ 有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動を推進します。

##### 2 インターネット適正利用に向けた広報啓発を行います。

- ① 青少年のネット利用の現状等を踏まえて、児童生徒、保護者、学校関係者を対象に、インターネットの適正利用に関する講演を行います。
- ② インターネットの適正利用に関するリーフレットを作成し、普及・啓発を図ります。



3 ネット安全教室を実施します。

児童生徒、教職員、保護者等を対象にSNSにおける様々なトラブルの事例とその対応策、フィルタリング、ペアレンタルコントロールの有効性、サイバーパトロール等から得られた最新動向等について、わかりやすく説明することにより、今後もネットリテラシー\*の醸成を図っていくネット安全教室を進めていきます。

4 情報モラル教育を推進します。

- ① 子どもが情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けるための情報モラル教育について、子どもの発達段階に応じた指導の充実を図ります。
- ② インターネットを介したいじめやトラブルの防止に資するため、最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた外部人材を派遣します。

**【具体的な事業】**

| 事業名                    | 事業の内容<担当課>  |
|------------------------|---|
| 青少年ネット被害防止対策           | 子ども・若者をインターネット上の有害情報から守り、いじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図るため、ネットパトロール等の取り組みや啓発活動を実施する。<br><span style="float: right;">&lt;県民生活課&gt;</span>   |
| 性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化   | インターネット利用に起因する児童買春、児童ポルノ等の児童の性的搾取事犯の取締りを推進する。<br><span style="float: right;">&lt;県警少年課&gt;</span>   |
| フィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動 | 有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動を推進する。<br><span style="float: right;">&lt;県警少年課&gt;</span>  |
| サイバー犯罪を抑止するための防犯講話の推進  | 各種学校、自治体、地域住民等に対して、出前式講話「ネット安全教室」を通じ、インターネットを利用する上での規範意識の向上を図る。<br><span style="float: right;">&lt;県警サイバー犯罪対策課&gt;</span>   |
| 情報モラル教育研修への講師派遣事業      | 千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。<br><span style="float: right;">&lt;教育庁児童生徒安全課&gt;</span> |

## Ⅲ-9-④ 地域の力を活用した子育て支援の充実

令和4年度 中間見直し

## 【現状と課題】

## 1 地域での子育て支援

核家族化や近所との関わりが希薄になっている社会において、子育て中の、特に在宅育児家庭の母親が孤立し、相談相手もいないため育児に関する不安やストレスを抱えがちとなっています。

幼稚園や児童館といった地域内の施設等には地域の子どもの成長、発達を促進する場としての役割や、遊びを伝え、広げる場としての役割、また保護者が子育ての喜びを共感する場としての役割など様々な役割が求められます。

こういった地域内の施設等を利用しながら、地域で子育てを支援する体制を確立することが課題となっています。

## 2 地域と学校の連携

地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの傾向があり、学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化・困難化しています。こうした状況に社会全体で対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠となっています。

## 3 家庭教育の支援

身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域とのつながりの変化など、子育てや家庭教育を支える環境が変化し、子育て中の保護者が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっています。こうした中、全ての保護者が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供とともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

また、家庭教育の支援を行う上では、学校、家庭、地域がそれぞれ相互に協力・協働して、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し、実践していくことが求められます。

## 4 多様な主体による青少年育成活動

現在、青少年育成活動は、青少年相談員や青少年補導員などの「制度ボランティア」、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの団体、自治会やPTAなど地域や学校で活動している団体、さらには市民活動団体などが担っています。

青少年育成団体の担い手である地域のリーダーたちが高齢化する一方、若年層の減少や団体の認知度の低さなどにより後継者の不足が課題となっており、青少年育成活動の担い手となる人材の育成が課題となっています。

## 5 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

子育て世代はもとより、子どもから高齢者まで、また、言語・文化・習慣が異なっている、地域に暮らす全ての人々が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉を推進していくことが求められています。

### 【目標の設定】

| 目標項目                  | 現状（基準年度）                    | 目標（R6年度）     |
|-----------------------|-----------------------------|--------------|
| 地域福祉フォーラム設置数          | 355か所<br>(R元年度見込み)          | 455か所        |
| 地域学校協働本部が整備された小中学校の割合 | 38.7%<br>(R元年度)<br>※全国50.5% | 全国平均以上を目指します |

### 令和4年度 中間見直し

### 【目標の設定】

| 目標項目                  | 現状（基準年度）                    | 目標（R6年度）     |
|-----------------------|-----------------------------|--------------|
| 地域福祉フォーラム設置数          | 348か所<br>(R3年度)             | 455か所        |
| 地域学校協働本部が整備された小中学校の割合 | 60.0%<br>(R3年度)<br>※全国65.1% | 全国平均以上を目指します |

### 令和4年度 中間見直し

#### 【施策の方向と具体策】

#### 1 地域の力を活用し、地域全体で子育てを支援する意識の高揚を図ります。

- ① 子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域で体制づくりを推進します。
- ② 幼児期から地域の多様な人との関わり合いを持ちながら子どもも大人も互いにコミュニケーションの仕方を身に付け、それを通じて子どもは地域の宝であることの意識を高めます。
- ③ 食事等の提供や様々な世代の人と交流する NPO 法人等が運営する「子ども食堂」と連携した事業の推進を図ります。

#### 2 地域や行政など、様々な人が関わるネットワークづくりを推進します。

親子が気軽に集まれる、いわゆる「たまり場」づくりをはじめ、市民の自主的かつ多様な子育て支援活動に対し、活躍の場の提供、あっせん、人材の発掘ネットワーク化など積極的に支援します。

### 3 地域の子育て支援拠点等や教育機関等と連携し、地域の交流の場づくりを推進します。

- ① 地区社会福祉協議会等が行っている子育てサロン活動を通じて、子育て中の不安や孤立感の解消、子どもが安心して集える場所づくりを推進します。
- ② 幼稚園等を活用して、子どもや親同士が顔なじみとなる機会を設けます。
- ③ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を市町村と連携して推進します。
- ④ より多くの幅広い地域住民等が地域学校協働活動に参画できるように、その基盤としての地域学校協働本部の設置を市町村と連携して推進します。
- ⑤ 全ての子どもの安心・安全な活動拠点（居場所）づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等に取り組む放課後子供教室を市町村と連携して推進します。また、放課後子供教室と放課後児童クラブとの一体化を推進します。

### 4 家庭・学校・地域が連携して、家庭教育への支援を行います。

- ① 地域性・地域環境を十分考慮しながら、保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における保護者の学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の保護者を孤立させないサポート体制づくりを進めます。
- ② 学校の入学式や保護者会、企業での社員研修等、様々な機会を捉え、保護者の学びの大切さについて広く情報を発信するとともに、学校や地域に家庭教育の重要性を啓発する取組の充実を図ります。

### 5 青少年育成団体等との連携を図ります。

- ① 青少年相談員の資質及び活動意欲の向上を図るため、地域ごとや県全体で実施する研修の充実を図ります。
- ② 市町村民会議と連携を図り、地域における体験活動をはじめとした青少年健全育成活動を推進します。
- ③ 市町村や青少年育成団体等が実施する担い手育成研修等の開催を支援します。

### 6 地域共生社会の実現に向け地域福祉を推進します。

地域共生社会の実現を目指し、住民、団体、企業、行政など地域の様々な主体がお互いに協力して支え合い、地域社会の課題解決に取り組む「地域福祉」を推進します。

このため、住民ネットワークの構築や地域課題を議論する場づくりを支援するとともに、市民活動団体や企業、学校など、地域に関わる様々な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりを支援します。

## 令和4年度 中間見直し

## 【具体的な事業】

| 事業名                      | 事業の内容<担当課>   |
|--------------------------|--|
| ファミリー・サポート・センター事業        | 地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。 <子育て支援課>  |
| 子育て支援活動推進事業（再掲）          | 子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 <学事課>  |
| 地域とともにある学校づくり推進支援事業      | 未来を担う子どもたちを健やかに育むため、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「地域学校協働本部」の整備を推進する。 <教育庁生涯学習課> |
| 「コミュニティ・スクール」設置推進事業      | 保護者や地域住民が一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する「学校運営協議会」を県立学校に設置し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進する。 <教育庁生涯学習課>  |
| 「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の実施 | 県内の公立小・中・義務・高・特別支援学校が、地域に開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を図るため、学校と地域住民等が学校・家庭・地域の様々な教育課題について、本音で語り合うミニ集会を開催する。 <教育庁生涯学習課>   |
| 県立学校の開放の推進               | 県民の生涯学習・生涯スポーツの機会を提供するため、県立学校施設の開放や県立学校開放講座を行い、学習・スポーツの機会の拡充を図るとともに、県立学校における開かれた学校づくりを進める。 <教育庁生涯学習課・生涯スポーツ振興課>  |
| 放課後子供教室推進事業（再掲）          | 子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。 <教育庁生涯学習課> |

| 事業名                  | 事業の内容<担当課>  |
|----------------------|---|
| 家庭教育支援チーム設置推進事業      | <p>少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、地域の多様な人材を活用し、①地域の居場所づくり、②保護者の学びの場の提供、③アウトリーチ型家庭教育支援等を行う「家庭教育支援チーム」を設置する市町村を支援する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;教育庁生涯学習課&gt;</p>   |
| 親力アップいきいき子育て広場       | <p>家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、子どもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の教育力向上を目指す。また、家庭教育支援に係る各種研修会等で本事業のリーフレットを配布し、活用に向けて周知理解を図る。</p> <p style="text-align: right;">&lt;教育庁生涯学習課&gt;</p>                                |
| 企業における家庭教育支援講座       | <p>県内企業と連携して、働く父親・母親に向けた家庭教育支援を行うため、社員研修の場を利用した子育て支援講座の開催の働きかけや講座への講師派遣を行う。</p> <p style="text-align: right;">&lt;教育庁生涯学習課&gt;</p>  |
| 多様な主体と連携した青少年健全育成の事業 | <p>青少年が自主性と社会性を備え、豊かな教養と広い視野を持ち、未来の社会の担い手として健やかに成長するよう、青少年相談員、青少年育成団体、青少年健全育成市町村民会議、青少年育成指導者等と連携を図りながら青少年の健全育成に関する事業を展開する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;県民生活課&gt;</p>  |
| 地域に関わる様々な主体との連携促進    | <p>当事者、民生委員・児童委員、ボランティア団体（ボランティア連絡協議会）、社会福祉法人、老人クラブ、保健医療・福祉分野の従事者、里親、医療機関、学校等、その他の福祉分野に限らない様々な地域福祉の担い手が分野横断的なネットワークを構成し、県域や市町村域などの各区域における地域福祉活動をそれぞれの職種の持つノウハウで支援する組織（「地域福祉フォーラム」）の設置を支援する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;健康福祉指導課&gt;</p> |
| ボランティアの振興            | <p>ボランティアリーダー等の養成、ボランティアグループ等の組織化への支援、児童・生徒の福祉活動体験、高齢者のボランティアに対する支援などを推進する。また、いつでも誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備を構築し、地域に眠るボランティアニーズを掘り起こし、ボランティアと結びつけることで、地域福祉を推進していく。</p> <p style="text-align: right;">&lt;健康福祉指導課&gt;</p>                             |

| 事業名                     | 事業の内容<担当課>  |
|-------------------------|---|
| 分野を越えたネットワークづくりと社会資源の創出 | 中核地域生活支援センター事業を通じ、市町村をはじめとする公的機関、福祉・医療・司法・教育等の各分野の支援者や支援機関、当事者グループなどの関係者や、関係機関を調整するとともに、互いのネットワークの強化を図る。また、個別支援における課題を地域の課題として取り上げ、関係機関や関係者と問題意識を共有するとともに、新たなサービスや社会資源の創出を促進する。 <健康福祉指導課> |
| コミュニティソーシャルワーカーの育成      | 地域福祉の推進に向け、ソーシャルワーク（個別支援）とコミュニティワーク（地域支援）を総合的にコーディネートするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成が必要であり、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの既存の福祉資源を活用し、知識や技術の普及に努め、CSWの育成を進める。 <健康福祉指導課>                                    |
| 外国人相談事業                 | 外国人県民が安全で安心な暮らしができるよう、多言語による相談が可能な窓口を設置する。また、弁護士や行政書士による外国人県民向け専門相談も実施する。 <国際課>   |
| 外国語による生活情報提供事業          | 千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供する。また外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載する。 <国際課>   |